

## 9. 道路台帳調書作成要領

## 目 次

1. 路線データ
2. 区間データ
3. 橋梁データ
4. トンネルデータ
5. 鉄道交差データ
6. 立体横断施設データ
7. シェッド・カルバートデータ

## 道路台帳調書作成要領

道路台帳調書データは、以下の属性から構成される。

| 名称         | キー項目                                                                                  |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 路線         | (1) 路線コード                                                                             |
| 区間         | (1) 土木事務所 (2) 道路種別 (3) 路線コード<br>(4) 現旧新区分 (5) 市町村<br>(6) 図面番号-枝番号<br>(7) 区間番号-枝 1-枝 2 |
| 橋梁         | (1) 土木事務所 (2) 道路種別 (3) 路線コード<br>(4) 番号 (5) 分割                                         |
| トンネル       | (1) 土木事務所 (2) 道路種別 (3) 路線コード<br>(4) 番号 (5) 分割                                         |
| 鉄道交差       | (1) 土木事務所 (2) 道路種別 (3) 路線コード<br>(4) 番号                                                |
| 立体横断施設     | (1) 土木事務所 (2) 道路種別 (3) 路線コード<br>(4) 番号                                                |
| シェッド・カルバート | (1) 土木事務所 (2) 道路種別 (3) 路線コード<br>(4) 番号 (5) 分割                                         |

### 1. 路線データ

#### 1-1 路線コード

参考資料集「国県道路線名一覧表」を参照し、4桁にて入力する。

#### 1-2 路線名称

##### 1-2-1 漢字名称

路線名称を入力する。

##### 1-2-2 カナ名称

路線名称を半角カタカナで入力する。

### 1-3 道路種別

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分         | コード |
|------------|-----|
| 一般国道 指定区間外 | 3   |
| 主要地方道      | 4   |
| 一般県道       | 5   |

### 1-4 路線番号

参考資料集「国県道路線名一覧表」を参照し、入力する。

### 1-5 道路管理者

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分  | コード |
|-----|-----|
| 栃木県 | 00  |

### 1-6 自動車専用区分

高速自動車国道または、道路法第48条の2の規定により指定された路線についてのみ  
自動車専用道路を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 一般道路    | 0   |
| 自動車専用道路 | 1   |

### 1-7 独立専用自歩道区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分         | コード |
|------------|-----|
| 一般道路       | 0   |
| 自転車歩行者専用道路 | 1   |
| 自転車専用道路    | 2   |
| 歩行者専用道路    | 3   |

### 1-8 一般・有料区分

路線が有料道路または、路線に有料道路区間が存在する場合のみ、「有料道路区間あり」を  
選択する。

| 区分       | コード |
|----------|-----|
| 一般(無料)   | 1   |
| 有料道路区間あり | 2   |

1－9 路線の認定

1－9－1 認定年月日

認定年月日を、西暦で入力する。

1－9－2 条項

道路法の5条および7条に基づく条項を選択する。

なお、区分の内容は関係法令・通達等の参考資料を参照する。

| 条項           | コード |
|--------------|-----|
| 道路法第5条第1項第1号 | 51  |
| 道路法第5条第1項第2号 | 52  |
| 道路法第5条第1項第3号 | 53  |
| 道路法第5条第1項第4号 | 54  |
| 道路法第5条第1項第5号 | 55  |
| 道路法第7条第1項第1号 | 71  |
| 道路法第7条第1項第2号 | 72  |
| 道路法第7条第1項第3号 | 73  |
| 道路法第7条第1項第4号 | 74  |
| 道路法第7条第1項第5号 | 75  |
| 道路法第7条第1項第6号 | 76  |

1-10 路線の起終点

起点および終点の住所情報を入力する。

1-10-1 市町村

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 市町村名    | コード    | 市町村名    | コード    |
|---------|--------|---------|--------|
| (宇都宮土木) |        | (矢板土木)  |        |
| 宇都宮市    | 092011 | さくら市    | 092142 |
| 上三川町    | 093017 | 塩谷町     | 093840 |
|         |        | 高根沢町    | 093866 |
| (鹿沼土木)  |        | 矢板市     | 092118 |
| 鹿沼市     | 092053 |         |        |
|         |        | (大田原土木) |        |
| (日光土木)  |        | 大田原市    | 092100 |
| 日光市     | 092061 | 那須塩原市   | 092134 |
|         |        | 那須町     | 094072 |
| (真岡土木)  |        |         |        |
| 益子町     | 093424 | (烏山土木)  |        |
| 市貝町     | 093441 | 那珂川町    | 094111 |
| 真岡市     | 092096 | 那須烏山市   | 092151 |
| 芳賀町     | 093459 |         |        |
| 茂木町     | 093432 | (安足土木)  |        |
|         |        | 佐野市     | 092045 |
| (栃木土木)  |        | 足利市     | 092029 |
| 下野市     | 092169 |         |        |
| 小山市     | 092088 | (その他)   |        |
| 壬生町     | 093611 | 県外      | 099999 |
| 栃木市     | 092037 |         |        |
| 野木町     | 093645 |         |        |

1-10-2 字名

字名を入力する。

1-1-1 有料道路

有料道路が無料開放され県へ移管された路線に対して、移管前の有料道路情報を入力する。

1-1-1-1 有料道路コード

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 有料道路            | コード  |
|-----------------|------|
| 北関東自動車道         | 1111 |
| 東北縦貫自動車道        | 2001 |
| 那須高原道路          | 3007 |
| 那須山麓道路          | 3008 |
| 中禅寺湖道路          | 3009 |
| 日塩道路            | 3010 |
| 金精道路            | 3011 |
| 霧降高原道路          | 3061 |
| 日光宇都宮道路         | 3065 |
| 那須甲子道路          | 3070 |
| 鬼怒川有料道路         | 3107 |
| 宇都宮鹿沼道路（さつきロード） | 3123 |

1-1-1-2 料金徴収の開始、料金終了

料金徴収の開始および終了の年月日を入力する。

1-1-1-3 有料道路の起・終点

有料道路の起点および終点の住所情報を入力する。

## 2. 区間データ

(道路台帳更新調書 (区間))

### 2-1 土木事務所

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分  | コード |
|-----|-----|
| 宇都宮 | 1   |
| 鹿沼  | 2   |
| 日光  | 3   |
| 真岡  | 4   |
| 栃木  | 5   |
| 矢板  | 6   |
| 大田原 | 7   |
| 烏山  | 8   |
| 安足  | 10  |

### 2-2 道路種別

1-3を参照して選択する。

### 2-3 路線コード

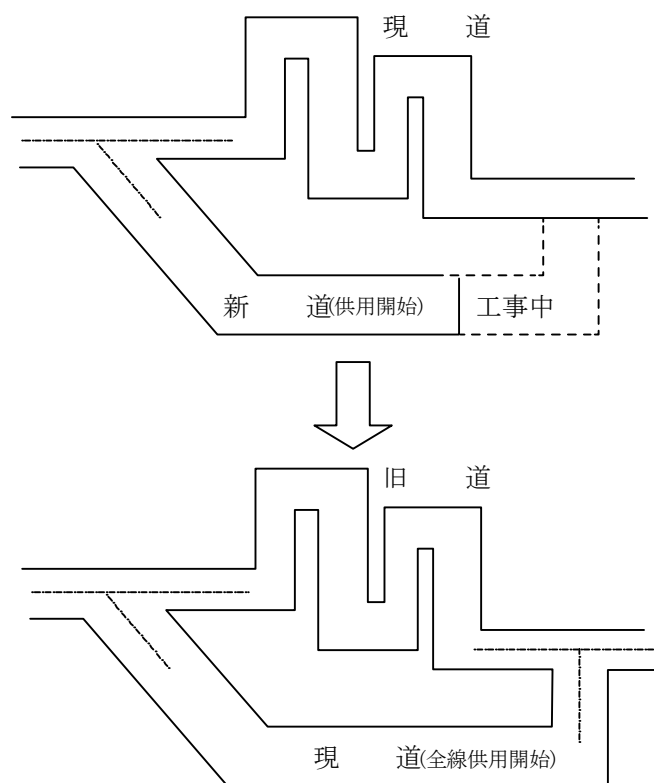
参考資料集「国県道路線名一覧」より、該当する路線を選択する。

### 2-4 現道・旧道・新道区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分 | コード |
|----|-----|
| 現道 | 1   |
| 旧道 | 2   |
| 新道 | 3   |

- ① 現道とは、旧道、新道以外の道路をいう。
- ② 旧道とは、バイパス等の建設にともない建設前の元の道路が他の道路として編成(入)されず存在する場合、その元の道路をいう。
- ③ 新道とは、バイパス部分が現道に連結されないで部分的に供用されている区間をいう。
- ④ 1路線を複数の道路管理者で管理している場合は、現道・旧道等の取扱いについて関係機関でよく調整を行うこと。



#### 2-5 市町村

1-10-1を参照して、市町村を選択する。

#### 2-6 図面番号

当路線の図面番号および枝番を入力する。

#### 2-7 区間番号

附図に附されている区間番号、枝番1および枝番2を各図面単位で入力する。

#### 2-8 区間延長

この区間延長を積み上げて、最終的には路線の延長を集計する。

また、路線の延長は、以下の通り分類される。

##### ① 総延長

認定された路線の全延長をいう。

総延長＝重用延長＋未供用延長＋渡船延長＋実延長となる。

##### ② 重用延長

上位の路線に重複している区間の延長をいう。

2-17-2 重用・渡船にて、「1. 重用」を選択した場合に、重用延長となる。実延長・道路部面積には反映されない。

③ 未供用延長

供用開始の告示がされていない区間の延長をいう。

2-16-1 供用・未供用区分にて、「1. 未供用 海上」「2. 未供用 その他」を選択した場合に、未供用延長となる。

実延長・道路部面積には反映されない。

④ 渡船延長

海上、河川及び湖沼を通過するための渡船場施設のうち、道路法の規定に基づき供用開始されているものをいう。ただし、民営の渡船場は未供用延長として取り扱う。

2-17-2 重用・渡船にて、「2 渡船」を選択した場合に、渡船延長となる。

⑤ 実延長

総延長から、重用延長・未供用延長・渡船延長を除いた延長をいう。

⑥ 取付道

2-16-6 取付道にて、「1. 取付道」を選択した場合に、取付道となる。

取付道は総延長には含まず、延長と幅員により算出した道路部面積のみ使用する。

2-8-1 区間延長

区間毎の道路（車道）の中心延長をm以下1位にて入力する。

2-8-2 車線数

次の区分より、該当する項目を選択する。

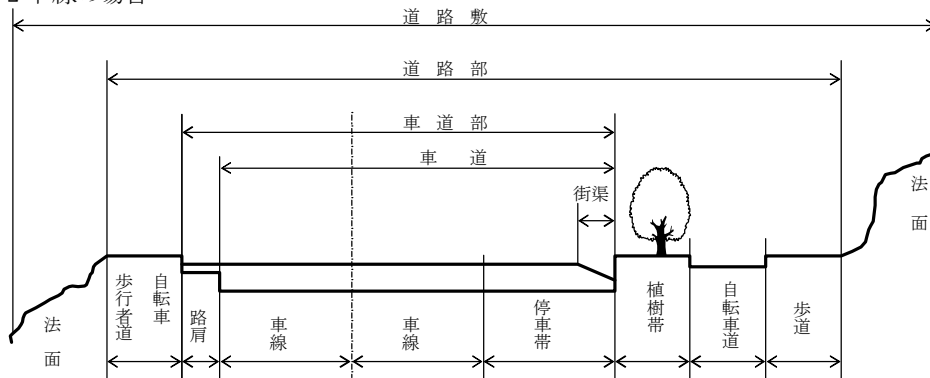
| 区分            | コード |
|---------------|-----|
| センターラインなし・1車線 | 1   |
| 両側で2車線        | 2   |
| 両側で4車線        | 3   |
| 両側で6車線        | 4   |
| 一方通行1車線       | 5   |
| 一方通行2車線       | 6   |
| その他           | 7   |

2-9 幅員

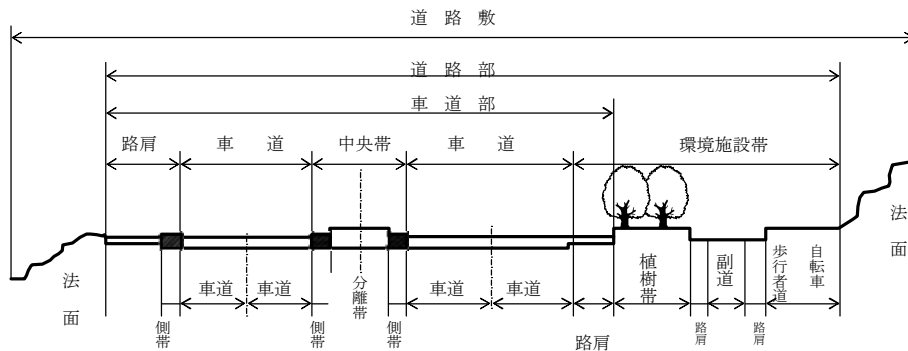
幅員単位はm以下2桁にて入力する。

### 〈 横断面の構成要素とその組合せ 〉

### ▼ 2車線の場合



### ▼ 4車線の場合



## 2-9-1 道路敷幅員

道路敷幅員は、道路の両側の境界杭同士を線で結び図面より読み取って入力する。

道路敷幅員は、道路敷幅員 $\geq$ 道路部幅員とする。

各区間の始めと終わりの幅員を入力する。

## 2-9-2 道路部幅員

当区間の道路部幅員（車道・歩道・中央帯・路肩）を入力する。

道路部幅員は、道路部幅員＝車道＋歩道＋中央帯＋路肩とする。

各区間の始めと終わりの幅員を入力する。

## 2-9-3 車道幅員

当区間の車道幅員を入力する。

車道幅員＝道路部幅員－（左右歩道＋中央帯＋路肩）とする。

各区間の始めと終わりの幅員を入力する。

#### 2-9-4 左・右の路肩幅員

当区間の路肩幅員を左右別に入力する。

車道外側線がなく路肩が明確でないときは次のとおりとする。

道路、踏切は、左右とも、0.5mずつ計1.0m

橋梁、トンネルは、左右とも0.25mずつ計0.5m

#### 2-10 歩道

データは次の単位で作成する。

- ① 調査対象は、0.75m以上の幅員を有する区間とする。
- ② 実延長又は区間延長を計上する。区間延長 $\geq$ 歩道延長とする。
- ③ 市区町村別に当該市区町村内に存する道路の部分として設けられた歩道等を、路線別、現道・旧道区分でかつ、歩道等種別ごとに1データとして作成する。なお、現道については、さらに路線分割ごとに1データとして作成する。
- ④ 延長はm以下1位にて、幅員はm以下2位の単位で入力する。

##### 2-10-1 左・右の歩道等種別

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分    |         | コード | 備考                   |
|-------|---------|-----|----------------------|
| なし    |         | 0   |                      |
| 車道と一体 | 歩道      | 1   |                      |
|       | 歩道+自転車道 | 2   |                      |
|       | 自転車歩行者道 | 3   |                      |
| 車道と分離 | 歩道等(分離) | 4   | 車道と有効幅員が構造的に分離していること |

- ① 歩道とは、歩行者専用の道路をいう。
- ② 歩道+自転車道とは、歩道と自転車道が段差等により構造的に区画されて設けられたものをいう。
- ③ 路面マーキングして歩行者と自転車を区分しているものについて、自転車歩行者道とすること。
- ④ 歩道等(分離)とは、道路法第48条の13により自転車専用道路等として指定された道路の部分または構造的に車道と分離しているものとし、一般的には、人家等の障害物により、車道部から離れて設けられたものをいう。  
なお、同法に基づき、自転車専用道路等として指定された道路(それ自体で独立の路線を有するもの)は、独立専用歩道として計上すること。

## 2-10-2 左・右の歩道路面区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分        | 図式 | コード |
|-----------|----|-----|
| なし        |    | 0   |
| コンクリート    | C  | 1   |
| コンクリート平板  | P  | 2   |
| インターロッキング | I  | 3   |
| アスファルト    | B  | 4   |
| 石畳、タイル等   | T  | 5   |
| 砂利道       | G  | 6   |

## 2-10-3 左・右の安全施設

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| なし      | 0   |
| マウントアップ | 1   |
| ガードレール  | 2   |
| ガードフェンス | 3   |
| ガードパイプ  | 4   |
| ガードネット  | 5   |
| 駒止      | 6   |
| その他     | 7   |

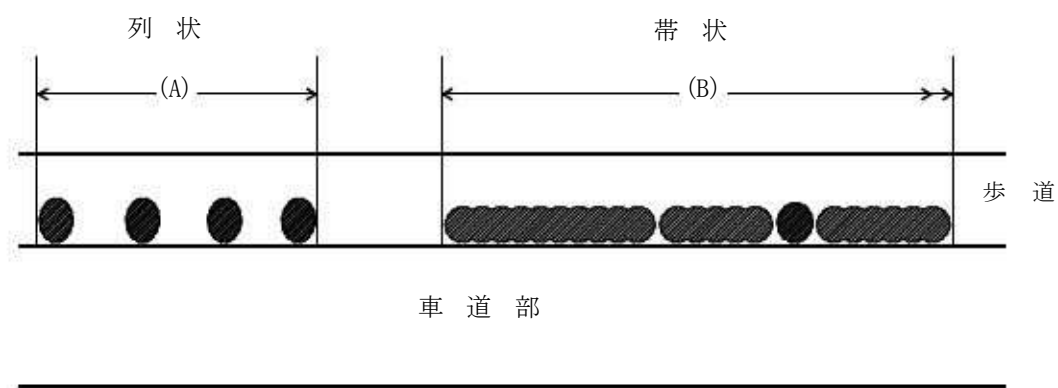
## 2-10-4 左・右の植樹施設

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分     | コード |
|--------|-----|
| 植樹施設なし | 0   |
| 植樹施設列状 | 1   |
| 植樹施設帯状 | 2   |

- ① 植樹施設とは、街路樹（高木）、中・低木および芝等の植栽をいう。  
なお、移動が可能なポット等で植栽してあるものは植樹施設には含めない。
- ② 列状とは、植樹等により列状に植栽してあるものをいう。

③ 帯状とは、連続に植栽（植樹帯形式）してあるものをいう。



植樹施設延長（列状）＝ $\ell(A)$

〃 （帯状）＝ $\ell(B)$

#### 2-10-5 左・右の歩道延長

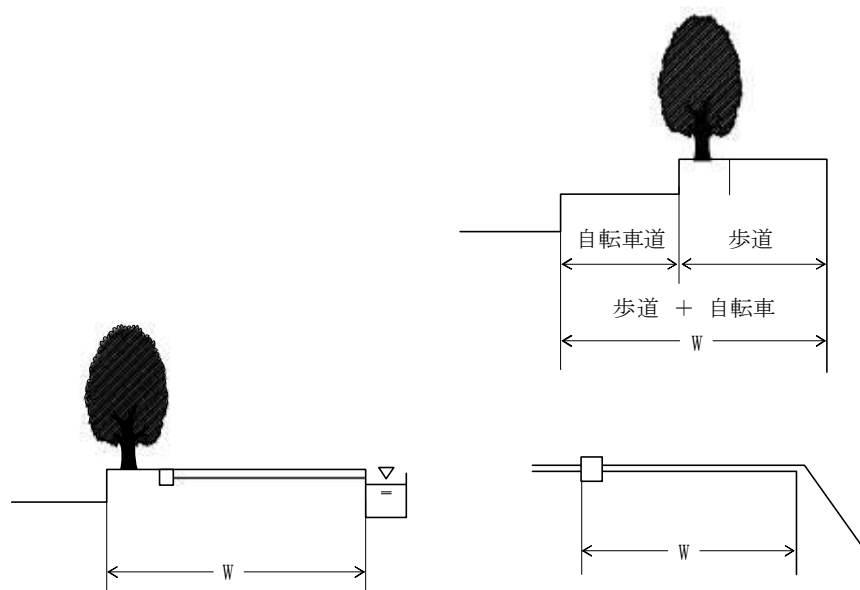
実延長区間における歩道等設置区間について歩道部の中心線上の延長を左・右に入力する。  
また、区間延長 $\geq$ 歩道延長とする。

#### 2-10-6 左・右の歩道幅員

歩道幅員には植樹施設部分を含めるものとする。

幅員の単位はm以下2位までとする。

歩道の始めと終わりの幅員を入力する。

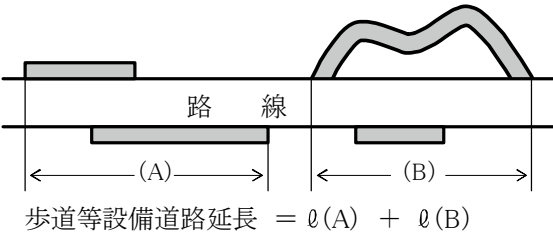


2-10-7 歩道設置延長

実延長区間における当該道路の部分として設けられた歩道等の設置道路延長（区間延長）を入力する。

なお、道路の部分として設けられた歩道等とは、歩行者および自転車の通行の用に供するため縁石、防護柵等により車道部と区画されたもの（ただし、幅員が0.75m以上あるものに限る。）または、建設にあたり人家等の障害物により車道部から離れて設けられたもので同一路線の部分として設けられたものをいう。

- ① 交差点の前後に歩道が設置されている場合は、交差点に歩道が設置されているものとしてその延長を加える。
- ② 交差点の前後に歩道が設置されていない場合及びどちらか一方に設置されている場合はその交差点の延長は加えない。



2-11 中央帯

2-11-1 分離帯種別

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分           | コード |
|--------------|-----|
| なし           | 0   |
| マウントアップ      | 1   |
| チャッターバー(反射板) | 2   |
| 防護柵          | 3   |
| その他          | 4   |

2-11-2 植樹施設

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分   | コード |
|------|-----|
| なし   | 0   |
| 植樹施設 | 1   |

### 2-1 1-3 幅員

中央帯の幅員m以下2位にて入力する。  
各区間の始めと終わりの幅員を入力する。

### 2-1 2 側溝

- ① 側溝の種別、延長、幅員を道路の左右に区分し側溝が存在する箇所についてそれぞれ中央帯側、歩道側、法面側に分けて入力する。
- ② 幅は1.5m以下のものを側溝として扱いそれ以上のものは側溝としない。
- ③ 測定単位は延長はm以下1位、幅はm以下2位までとする。

#### 2-1 2-1 側溝種別

次の区分より、該当する項目を選択する。

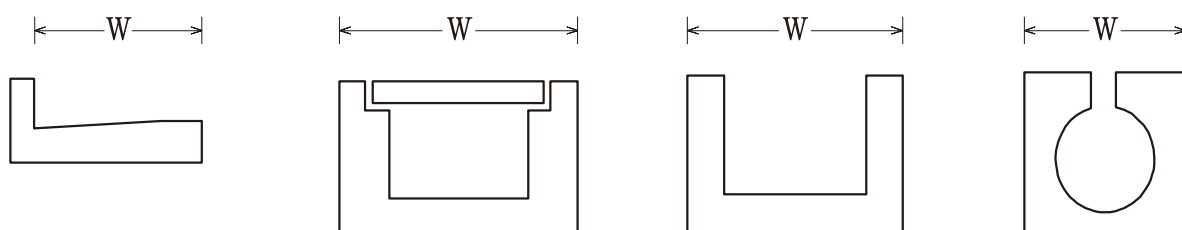
| 区分     | 図式 | コード |
|--------|----|-----|
| なし     |    | 0   |
| L型     | L  | 1   |
| U型フタあり | F  | 2   |
| U型フタなし | U  | 3   |
| その他    | P  | 4   |

#### 2-1 2-2 側溝延長

側溝の種別ごとの延長を入力する。また、区間延長 $\geq$ 側溝延長とする。

#### 2-1 2-3 側溝幅員

区間の始めと終わりの幅員をそれぞれ入力する。  
側溝の幅員（W）測定法・入力は下記の通りとする。



### 2-1 3 防護柵

防護柵は下記の種別ごとに中央帯側・歩道側・法面側に設置されてある個所の延長を道路の左右に分けてそれぞれ入力する。

### 2-13-1 防護柵種別

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| なし      | 0   |
| ガードレール  | 1   |
| ガードパイプ  | 2   |
| ボックスビーム | 3   |
| ガードケーブル | 4   |
| オートガード  | 5   |
| その他     | 6   |

ボックスビームとは、連結された角型パイプを支柱で支えた構造のこと。

オートガードとは、連結された鉄筋コンクリート製のビームを支柱で支えた構造のこと。

### 2-13-2 防護柵延長

各種別の延長をm以下1位にて入力する。また、区間延長 $\geq$ 防護柵延長とする。

### 2-14 車道路面区分

車道の路面区分を道路の左右の車線に分けて種別と施行年度を入力する。

#### 2-14-1 路面区分

- ① アスファルト系高級とは、舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ② アスファルト系簡易とは、舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ③ セメント系舗装道にアスファルトでオーバーレイしたものについては、アスファルト系（高級）とする。
- ④ 踏切道区間については、石系はセメント系にする。

| 区分        | 図式 | コード |
|-----------|----|-----|
| 舗装道 セメント系 | C  | 1   |
| アスファルト系高級 | A  | 2   |
| アスファルト系簡易 | B  | 3   |
| 砂利道 防塵処理  | E  | 4   |
| 砂利        | G  | 5   |

#### 2-14-2 舗装施工年号・年度

施工した年度を選択する。

## 2-15 改良・未改良区分

規格改良済とは、次のような道路をいう。

- ① 昭和 34 年 3 月 31 日以前に改築された道路  
道路構造令細則案（内務省土木局昭和 10 年 6 月土木会議決定）の規格に適合するものをいう。
- ② 昭和 34 年 4 月 1 日以降に改築された道路  
旧道路構造令（昭和 33 年 8 月 1 日政令第 244 号）の規格に適合するものをいう。  
旧道路構造令第 34 条の特例により改築された道路は、規格改良済として取り扱う。
- ③ 昭和 46 年 4 月 1 日以降に改築された道路  
道路構造令（昭和 45 年 10 月 29 日政令第 320 号）の規格に適合するものをいう。  
道路構造令第 38 条の特例により改築された道路は、規格改良済として取扱う。
- ④ 道路の昇格等、道路種別に異動がある場合、異動前に規格改良済として扱われた区間については、そのまま規格改良済として取扱う。

### 2-15-1 未改良区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分  | コード |
|-----|-----|
| 改良済 | 0   |
| 未改良 | 1   |

### 2-15-2 施工年度

施工した年度を選択する。

### 2-15-3 構造規格

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分          | コード |
|-------------|-----|
| 第 3 種 第 1 級 | 31  |
| 第 3 種 第 2 級 | 32  |
| 第 3 種 第 3 級 | 33  |
| 第 3 種 第 4 級 | 34  |
| 第 3 種 第 5 級 | 35  |
| 第 4 種 第 1 級 | 41  |
| 第 4 種 第 2 級 | 42  |
| 第 4 種 第 3 級 | 43  |
| 未改良 不明時     | 00  |

### 第3種の道路

| 計画交通量<br>(単位 1日につき台) | 道路の存する<br>地域の地形 | 20,000 以上 | 4,000 以上  | 1,500 以上 | 500 以上   | 500 |
|----------------------|-----------------|-----------|-----------|----------|----------|-----|
|                      |                 |           | 20,000 未満 | 4,000 未満 | 1,500 未満 | 未満  |
| 道路の種類                | 平地部             | 第1級       | 第2級       | 第3級      |          |     |
|                      | 山地部             | 第2級       | 第3級       | 第4級      |          |     |
| 都道府県道                | 平地部             | 第2級       |           | 第3級      |          |     |
|                      | 山地部             | 第3級       |           | 第4級      |          |     |

### 第4種の道路

| 計画交通量<br>(単位 1日につき台) | 10,000 以上 | 4,000 以上<br>10,000 以上 | 500 以上<br>4,000 未満 | 500 未満 |
|----------------------|-----------|-----------------------|--------------------|--------|
| 道路の種類                |           |                       |                    |        |
| 一般国道                 | 第1級       |                       | 第2級                |        |
| 都道府県道                | 第1級       | 第2級                   | 第3級                |        |

## 2-16 区間属性

### 2-16-1 供用・未供用区分

未供用とは路線の指定及び認定の告示はされているが、未だ供用開始の告示がされていない区間をいう。

海上では計画ルート of 区間を未供用とし、その他区間は、陸地部分（河川については河口をもって陸海を境とする）をいう。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 供用      | 0   |
| 未供用 海上  | 1   |
| 未供用 その他 | 2   |

## 2-16-2 一般・有料区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 一般（無料）道 | 1   |
| 有料道路    | 2   |

## 2-16-3 バス路線

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分     | コード |
|--------|-----|
| バス路線なし | 0   |
| バス路線あり | 1   |

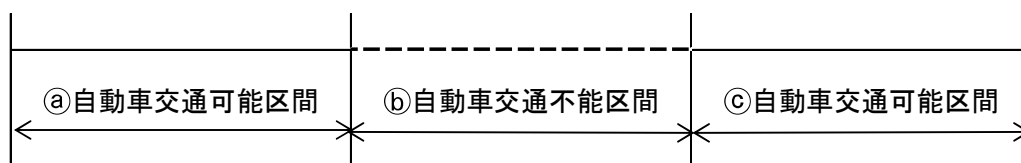
## 2-16-4 現況（自動車交通の可否）

- ① 自動車交通不能区間とは、未改良道路（供用開始をしている区間）のうち、幅員、曲線半径、勾配、その他の道路の状況により、最大積載量4トンの普通貨物自動車が行きできない区間をいう。

階段のみで路線認定され、供用開始をしている時も交通不能区間に入れる。

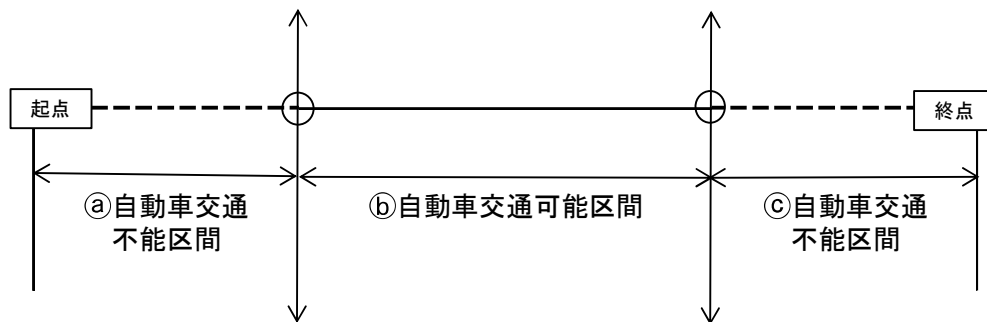
なお、車両制限等一時的に通行の禁止又は制限されているもの、または災害その他により、現在交通不能であっても1年以内に復旧完成の見込みのあるものは、自動車交通不能区間に該当しない。

②



①および③の区間は自動車交通可能区間

②は自動車交通不能区間



①に接続する自動車交通可能路線がない限り、事実上①区間は自動車交通不能区間となるが①区間又は③区間を改築することにより①②区間又は②③区間が自動車交通可能区間となるので①区間については、自動車交通可能区間として取り扱う。

(例) ①区間のみが暫定的に規格改良済の場合または上記図中の矢印方向（↓↑）に路線がある場合等。

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 自動車交通不能 | 1   |
| 通行制限あり  | 2   |
| 通行制限なし  | 3   |

#### 2-16-5 沿道状況区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分    | コード |
|-------|-----|
| D I D | 1   |
| 市街地   | 2   |
| 平地    | 3   |
| 山地    | 4   |

#### 2-16-6 取付道

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分  | コード |
|-----|-----|
| 本線  | 0   |
| 取付道 | 1   |

#### 2-16-7 国・地・民有地区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分       | コード |
|----------|-----|
| 国有地      | 1   |
| 地方公共団体有地 | 2   |
| その他      | 3   |

#### 2-16-8 CBR

CBRとは路床土や路盤材料の強度を示す値のこと。

現地の路床土あるいは所定の方法で締め固めた路盤材料などに、直径5cmのピストンを貫入させたときに得られる貫入抵抗と、定められた標準値との比で表され、そのままの数値を入力する。

#### 2-16-9 縦断勾配

当区間の道路縦断勾配を、小数点以下1位にて入力する。

#### 2-16-10 横断勾配

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分    | コード |
|-------|-----|
| 放物線勾配 | 1   |
| 片勾配   | 2   |

#### 2-16-11 曲線（曲率）半径

当区間の道路中心曲線半径が150m未満の時、その半径を入力する。

単位はm位までとする。

## 2-16-12 寒冷級地

参考資料集「積雪寒冷指定路線一覧」、「雪寒指定路線図」を参照し、次の区分により、該当する項目を選択する。

なお、「積雪寒冷指定路線一覧」の内、日光市及び那須塩原市内の道路については1級地、その他市町の道路については無級地とする。

| 区分   | コード     |
|------|---------|
| 指定なし | 未入力（空白） |
| 無級地  | 0       |
| 1 級地 | 1       |
| 2 級地 | 2       |
| 3 級地 | 3       |
| 4 級地 | 4       |

## 2-16-13 関東ローム層

参考資料集「関東ローム地域図(Ⅱ)」を参照し、次の区分より該当する項目を選択する。

| 区分        | コード     |
|-----------|---------|
| 関東ローム層地域  | 未入力（空白） |
| 関東ローム層地域外 | 1       |

## 2-17 交差・重用

### 2-17-1 交差種別

当区間が他の路線と交差する場合、次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分 |      |          | コード |
|----|------|----------|-----|
| なし |      |          | 0   |
| 道路 | 平面交差 |          | 1   |
|    | 立体交差 | 当路線が上の時  | 2   |
|    |      | 当路線が下の時  | 3   |
| 鉄道 | 平面交差 |          | 4   |
|    | 立体交差 | 当路線がオーバー | 5   |
|    |      | 当路線がアンダー | 6   |
|    |      | 鉄道が高架    | 7   |

### 2-17-2 重用・渡船

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分 | コード |
|----|-----|
| 一般 | 0   |
| 重用 | 1   |
| 渡船 | 2   |

### 2-17-3 相手路線の道路種別

交差又は重用の選択がある場合のみ相手路線の道路種別を、次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分         | コード |
|------------|-----|
| 一般国道 指定区間外 | 3   |
| 主要地方道      | 4   |
| 一般県道       | 5   |
| その他        | 6   |

### 2-17-4 相手路線の路線コード

交差・重用する相手路線を、参考資料集「国県道路線名一覧」より選択する。

2-17-5 相手路線の現道・旧道・新道区分

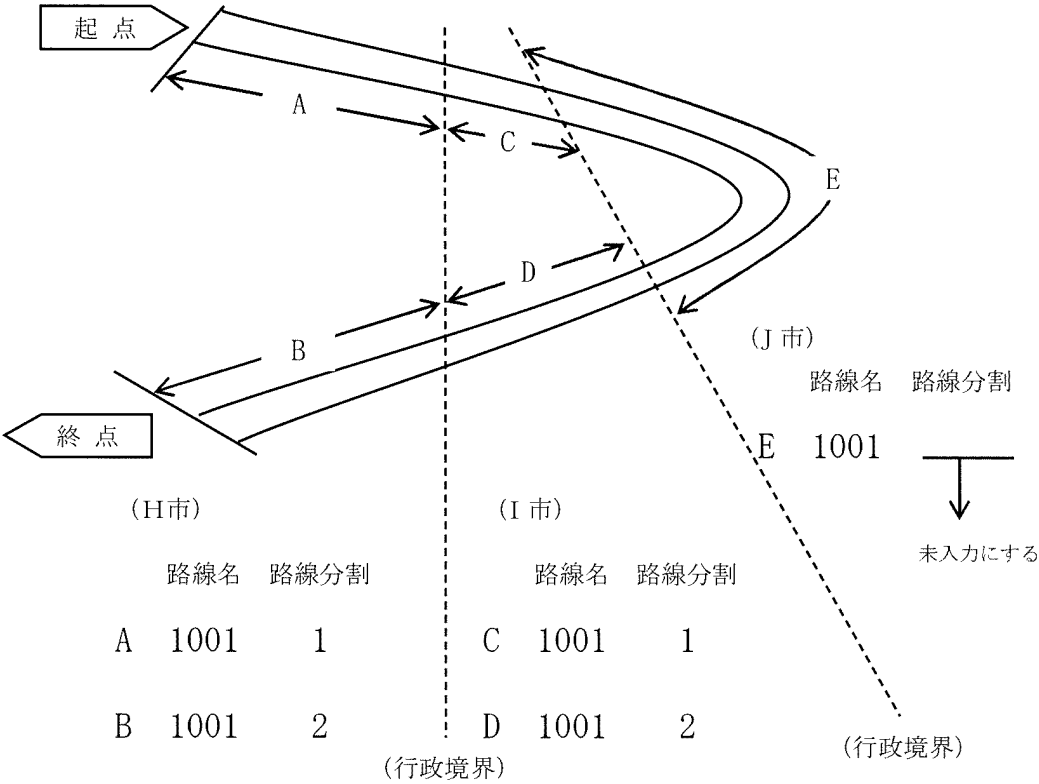
2-4の区分に該当する項目を選択する。

2-18 路線分割

同一市町村内において、下図のような条件で路線が切断される場合、起点から終点に向かって一連番号を入力する。

- ① 現道のみ入力する。(旧道・新道は、未入力とする)
- ② 現道のうち、同一市町村内において、路線が切断される場合は、市町村内の区間全てに対して、路線分割を入力する。
- ③ 現道のうち、同一市町村内において、路線が切断されない場合は、未入力とする。

例) 路線名コード 1001・・・H市、I市、J市をまたがる場合



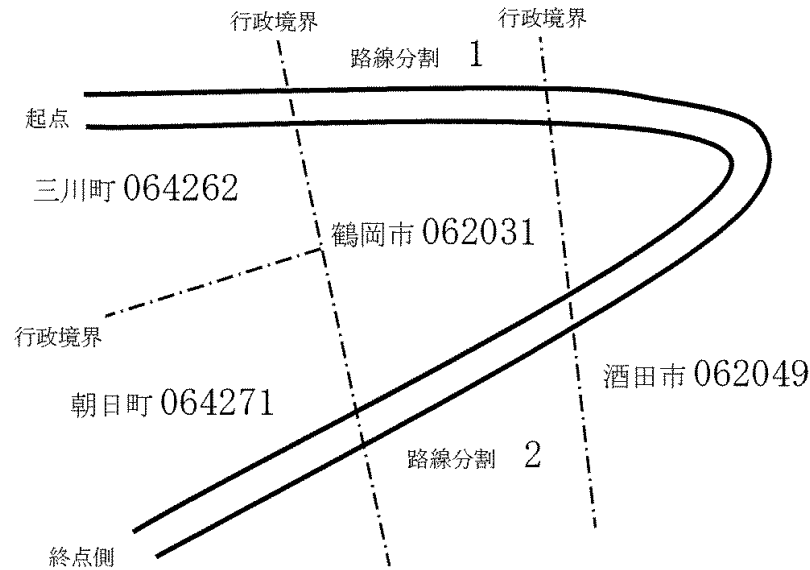
## 2-19 路線接続

行政境界に接する区間において、起点側もしくは終点側に関する次の事項を入力する。

- ① 現道のみ入力する。(旧道・新道は、未入力とする)
- ② 市町村界(土木事務所界も含む)および県界に接する区間において、入力する。

| 項目   |
|------|
| 市町村  |
| 道路種別 |
| 路線名  |
| 路線分割 |

(例)



| 路線接続               |      |      |      |         |     |      |      |         |         |
|--------------------|------|------|------|---------|-----|------|------|---------|---------|
| 起点側                |      |      |      |         | 終点側 |      |      |         |         |
| 市町村                | 道路種別 | 路線名  |      | 路線分割    | 市町村 | 道路種別 | 路線名  |         | 路線分割    |
|                    |      | コード  | 名称   |         |     |      | コード  | 名称      |         |
| 三川町の場合             |      |      |      |         | 鶴岡市 | 一般国道 | 0047 | 一般国道47号 | 1       |
| 鶴岡市の場合<br>(路線分割 1) | 三川町  | 一般国道 | 0047 | 一般国道47号 |     | 酒田市  | 一般国道 | 0047    | 一般国道47号 |
| 鶴岡市の場合<br>(路線分割 2) | 酒田市  | 一般国道 | 0047 | 一般国道47号 |     | 朝日町  | 一般国道 | 0047    | 一般国道47号 |
| 酒田市の場合             | 鶴岡市  | 一般国道 | 0047 | 一般国道47号 | 1   | 鶴岡市  | 一般国道 | 0047    | 一般国道47号 |
| 朝日町の場合             | 鶴岡市  | 一般国道 | 0047 | 一般国道47号 | 2   |      |      |         |         |

### 3. 橋梁データ

(道路台帳更新調書 (橋梁))

#### 一般的事項

- ① データは、橋梁種別ごとに、供用開始された橋梁のうち橋長 2 m以上の橋梁を 1 橋単位で作成する。  
なお、カルバートは橋梁として扱うが、暗渠との区分が困難なものについては、土被りが 1 m未満のものをカルバートとする。
- ② 橋梁が 1 箇所において上下線等、分離して架設されている場合は分離されている橋梁ごとに 1 橋として取扱う。詳細については、3-1-5 分割番号を参照する。
- ③ 市区町村界または都道府県界に架設されている場合は、当該橋梁の管理者側でとりまとめること。なお、管理者が定まっていない場合は関係機関で協議し、調査する機関を定めること。
- ④ 2 都道府県以上にわたって管理区域を有する道路管理者の道路に係る橋梁で、管理区域内の市区町村界または都道府県界に架設されている場合は、橋長の長い方の市区町村（都道府県）で、計上する。
- ⑤ 1 都道府県または政令指定市を管理区域とする道路管理者の道路に係る橋梁で、管理区域内の市区町村界に架設されている場合は、橋長の長い方の市区町村で、計上する。
- ⑥ 高架橋で 2 市区町村以上にわたって設けられている場合は、橋桁単位で市区町村別に区分し、市町村ごとに 1 データとして作成する。なお、橋桁が市区町村界で分離されるときは上記③～⑤の取扱いを準用する。
- ⑦ 道路現況調査でいう橋長とは 2 m以上のものが対象で、橋梁現況調査（国土交通省）でいう橋長は 15m（14.5m）未満が 5-2 号様式、15m（14.5m）以上が 5-1 号様式となる。

#### 3-1 施設番号

##### 3-1-1 土木事務所

- 2-1 を参照して、土木事務所を選択する。  
土木事務所界に架設される場合、橋梁管理者側を選択する。

##### 3-1-2 道路種別

- 1-3 を参照して、道路種別を選択する。

##### 3-1-3 路線コード

- 参考資料集「国県道路線名一覧表」を参照し、4 桁にて入力する。

##### 3-1-4 番号

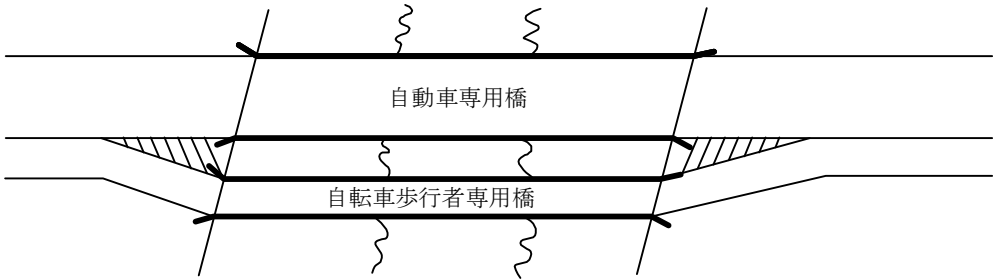
- 土木事務所の路線毎に、一連番号とする。

3-1-5 分割番号

橋梁が1箇所において自動車専用橋、自転車歩行者専用橋別、または、上下線別に分離して架設されている場合のみ入力进行する。

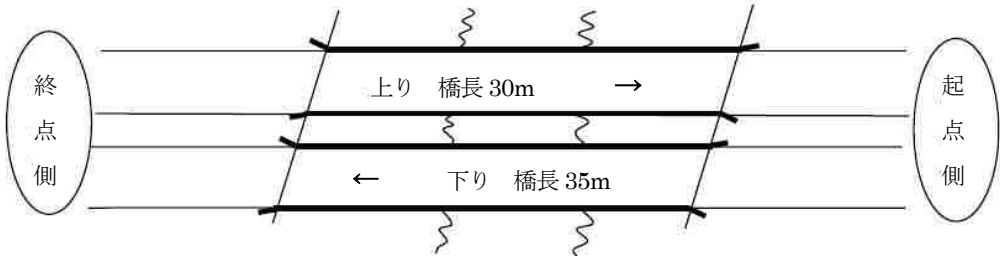
入力方法としては、専用別に分離している場合は自動車専用橋、自転車歩行者専用橋の順序で一連番号を入力する。同じ橋梁で上下線に分離している場合は、橋長の長い方、短い方の順序で一連番号を入力する。

(例)



(入力例)

|           | 分割番号 |
|-----------|------|
| 自動車専用橋    | 1    |
| 自転車歩行者専用橋 | 2    |



(入力例)

|    | 分割番号 |
|----|------|
| 下り | 1    |
| 上り | 2    |

3-2 橋梁名称

3-2-1 漢字名称

橋梁の名称を入力する。

3-2-2 カナ名称

橋梁の名称を半角カタカナで入力する。

### 3-3 橋梁箇所

#### 3-3-1 市町村

1-10-1を参照して、市町村を選択する。

市町村界に架設されている場合、橋梁管理者側を選択する。

#### 3-3-2 町丁字名

字名を入力する。

### 3-4 相手コード

#### 3-4-1 河川、鉄道、道路の区分

| 区分 | コード |
|----|-----|
| 河川 | 1   |
| 鉄道 | 2   |
| 道路 | 3   |

#### 3-4-2 各コードについて

- ① 河川：河川名を選択する。河川の定義については、参考資料集「栃木県河川図」に準ずる。また、河川図に記載のない河川については、「不明・該当なし」を選択する。
- ② 鉄道：鉄道の事業名、および鉄道線名を選択する。鉄道事業者および鉄道線の定義については、5-6を参照し選択する。
- ③ 道路：道路種別は1-3より、路線コードは参考資料集「国県道路線名一覧表」より選択する。

### 3-5 橋梁種別

#### ① 橋

河川、湖沼、海峡、運河、谷などの水面（出水時に水面となる場合を含む。）を越えることを主たる目的とした橋梁をいう。原則、「橋1」のみ使用する。

#### ② 高架橋

①の橋および栈道橋以外の橋梁をいい、跨道橋、路線橋を含む。

#### ③ 栈道橋

斜面の中腹に棚状の橋梁構造形式で設けられた道路で橋梁部分が横断面的に車道までおよんでいるものをいう。

| 区分  | コード |
|-----|-----|
| 橋1  | 1   |
| 橋2  | 2   |
| 橋3  | 3   |
| 高架橋 | 4   |
| 栈道橋 | 5   |

### 3－6 一般・有料区分

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 一般(無料)橋 | 1   |
| 有料橋     | 2   |

### 3－7 橋梁分類

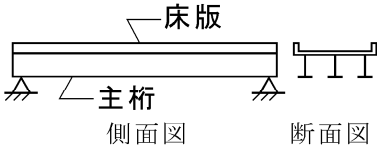
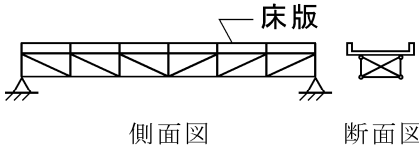
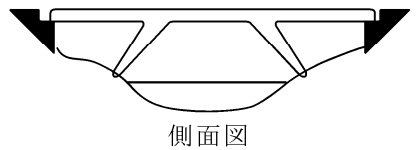
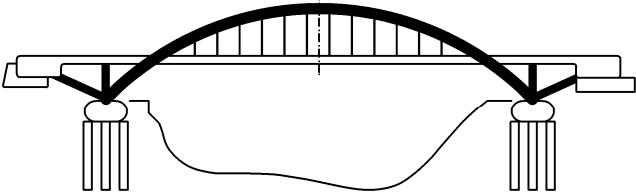
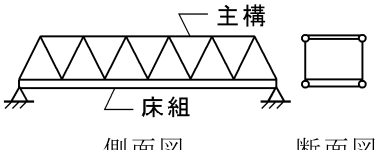
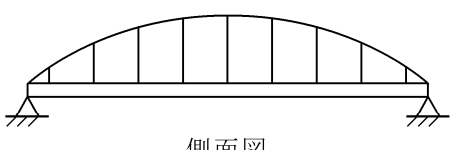
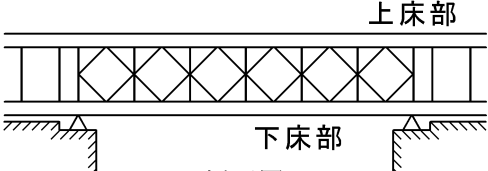
#### 3－7－1 路面位置

次の路面位置区分により該当する項目を選択する。

| 区分  | コード |
|-----|-----|
| 上路橋 | 1   |
| 中路橋 | 2   |
| 下路橋 | 3   |
| 二層橋 | 4   |

- ① 上路橋とは、路面が主桁（主構）の上部にあるものをいう。
- ② 中路橋とは、路面が主桁（主構）の中間部にあるものをいう。
- ③ 下路橋とは、路面が主桁（主構）の下部にあるものをいう。
- ④ 二層橋とは、路面が上下の２段になっているものをいう。

路面位置による分類

| 路面位置 | 特徴および概要図                                                                                                          |                                                                                                                  |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上路橋  | 路面が橋桁の上方にある橋を上路橋という。橋桁は、路面を走る車両の重量を直接受けられる上路橋とすることが多く、現在供用されている橋梁の中では4分類中最も多い橋梁である。                               |                                                                                                                  |
|      |  <p>側面図<br/>断面図<br/>桁橋（単純桁橋）</p> |  <p>側面図<br/>断面図<br/>上路トラス橋</p> |
|      |  <p>側面図<br/>断面図<br/>上路アーチ橋</p>   |  <p>側面図<br/>ラーメン橋</p>          |
|      |                                                                                                                   |                                                                                                                  |
| 中路橋  | 路面が橋桁の高さの中間付近にある橋を中路橋という。                                                                                         |                                                                                                                  |
|      |  <p>中路橋橋梁形式</p>               |                                                                                                                  |
| 下路橋  | 路面が橋桁の下方にある橋を下路橋という。桁下空間に制約（交差道路、鉄道の建設限界等）を受ける場合に用いられる場合が多い。                                                      |                                                                                                                  |
|      |  <p>側面図<br/>断面図<br/>下路トラス橋</p> |  <p>側面図<br/>下路アーチ橋</p>       |
| 二層橋  | 橋の上側と下側とに路面がある橋を二層橋という。上方が道路で下方が鉄道の場合や、上下とも道路の場合がある。                                                              |                                                                                                                  |
|      |  <p>側面図<br/>二層橋橋梁形式</p>       |                                                                                                                  |

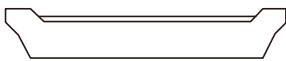
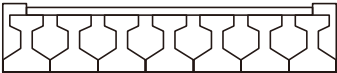
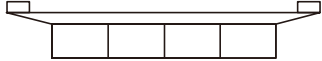
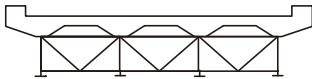
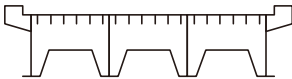
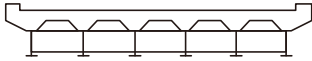
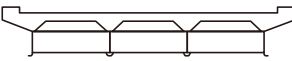
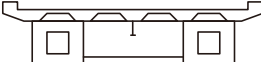
### 3-7-2 上部工構造形式

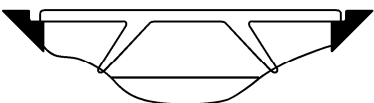
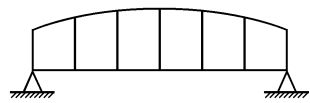
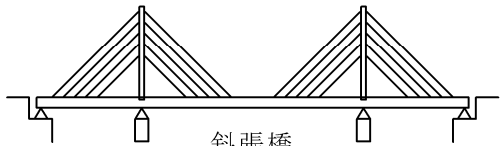
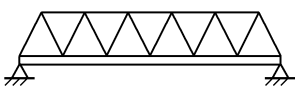
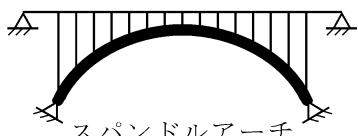
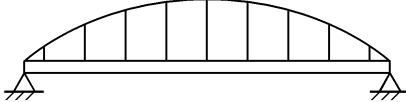
上部工の構造形式について、次の区分より該当する項目を選択する。

構造形式の分類は、大分類、小分類から、構成されているが、架設年次の古い橋梁については、大分類のみで選択してよいものとする。

| 区分   |         | コード | 区分        |     | コード |
|------|---------|-----|-----------|-----|-----|
| 大分類  | 小分類     |     | 大分類       | 小分類 |     |
| 床版橋  |         | 10  | ラーメン橋     |     | 50  |
| 桁橋   |         | 20  | 斜張橋       |     | 60  |
|      | I 桁     | 21  |           | I 桁 | 61  |
|      | I 桁(合成) | 22  |           | 箱桁  | 62  |
|      | H桁      | 23  |           | トラス | 63  |
|      | H桁(合成)  | 24  | 吊橋        |     | 70  |
|      | 箱桁      | 25  |           | I 桁 | 71  |
|      | 箱桁(合成)  | 26  |           | 箱桁  | 72  |
|      | T桁(合成)  | 27  |           | トラス | 73  |
| トラス橋 |         | 30  | 溝橋(カルバート) |     | 80  |
| アーチ橋 |         | 40  |           |     |     |
|      | アーチ     | 41  |           |     |     |
|      | ランガー    | 42  |           |     |     |
|      | ローゼ     | 43  |           |     |     |

構造形式による分類

| 分類  | 特徴および概要図                                                                                          |                                                                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 床版橋 | 荷重を直接床版より下部工基礎へ伝える橋梁                                                                              |                                                                                                    |
|     | <br>RC 床版橋     | <br>プレテン式PC 版橋 |
|     | <br>RC・PC 中空版橋 | <br>多腹式中空版橋    |
|     |                                                                                                   |                                                                                                    |
| 桁 橋 | 木桁、鋼桁、鉄筋コンクリート桁などを主桁とする橋梁                                                                         |                                                                                                    |
|     | <br>鈑桁橋        | <br>鋼床版桁桁橋     |
|     | <br>I 型桁橋      | <br>H 型桁橋      |
|     | <br>箱型桁橋       | <br>T 型桁橋      |
|     |                                                                                                   |                                                                                                    |
|     |                                                                                                   |                                                                                                    |

| 分類    | 特 徴 お よ び 概 要 図                                                                                                                     |                                                                                                  |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ラーメン橋 | 桁と柱を剛結したラーメン構造                                                                                                                      |                                                                                                  |
|       | <br>方杖ラーメン橋                                        | <br>フィーレンデール桁橋 |
| 斜張橋   | タワーから斜めに張ったケーブルで主桁または主構を支持した構造<br><br>斜張橋         |                                                                                                  |
| 吊 橋   | タワーを利用してケーブルを空中に架け渡し、それから主桁または主構を吊下げた構造<br><br>吊橋 |                                                                                                  |
| トラス橋  | 部材を三角形に組み立てた骨組み構造物<br><br>ワーレントラス橋               |                                                                                                  |
| アーチ橋  | アーチ構造を主体とする構造                                                                                                                       |                                                                                                  |
|       | <br>スパンドルアーチ                                     | <br>ローゼ桁     |

### 3-7-3 上部工使用材料

上部工（床版を除く）の使用材料について、次の区分より該当する項目を選択する。

| 区分                  | コード |
|---------------------|-----|
| 鋼橋                  | 1   |
| R C 橋               | 2   |
| P C 橋               | 3   |
| 石橋                  | 4   |
| 木橋                  | 5   |
| 鋼と R C (P C) 橋との混合橋 | 6   |
| 木との混合橋              | 7   |
| その他                 | 8   |

床版橋については床版材料と同様の区分を選択する。

### 3-7-4 上部工（床版材料）

上部工のうち床版の使用材料について、次の区分より該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 鋼系      | 1   |
| コンクリート系 | 2   |
| その他     | 3   |

### 3-7-5 下部工（基礎）

最大支間部分を支える下部工の基礎について、次の区分より該当する項目を選択する。なお、両側の基礎が同種でない場合は根入の深い方で選択すること。

| 区分            | コード |
|---------------|-----|
| 直接基礎          | 1   |
| オープンケーソン      | 2   |
| ニューマチックケーソン   | 3   |
| 場所打ちぐい(深礎を含む) | 4   |
| 既成鋼ぐい         | 5   |
| 既成 R C ぐい     | 6   |
| 既成 P C ぐい     | 7   |
| 木ぐい           | 8   |
| 不明            | 9   |

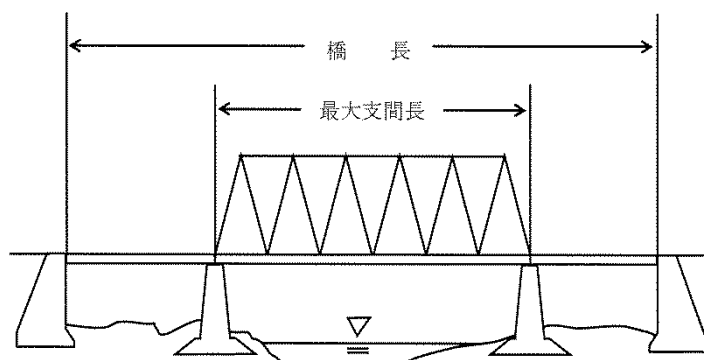
### 3-8 架設年号・年度

架設竣工の年度、または、明治以前、不明を選択する。

### 3-9 最大支間長

1 橋の中で最大の支間長 $m$ 以下 1 位まで入力する。

中間に橋脚のない場合には橋長を入力する。(橋長より短くならないとエラーになる)



### 3-10 径間数

3-5 橋梁種別が「橋」(橋梁種別が 1~3)である場合のみ入力进行要する。そのほかはスペースにする。

1 橋を構成している径間数を入力する。

### 3-11 適用示方書

設計または、施工した時の適用示方書類(適用示方書類及び橋格一覧表を参照)を、選択する。

- ① 適用示方書類によらないで設計または施工されたもの(例、木橋、つり橋等橋格のないもの等)については、「不明」を選択する。この場合、次の「橋格」は「なし」でも良い。
- ② 旧橋を撤去せず部分的に架替等を行った場合の「適用示方書類」の選択は、当初架設時の適用示方書類を選択する。

### 3-12 橋格

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分   | コード |
|------|-----|
| 1 等橋 | 1   |
| 2 等橋 | 2   |
| 3 等橋 | 3   |
| なし   | 9   |

自転車歩行者専用橋を既設橋と離れて設ける際に、次(適用示方書類および橋格一覧表)に掲げる示方書により設計または施工したものについては、「なし」を選択する。

適用示方書類及び橋格一覧表

| 適用示方書類                                                      |            | コード | 橋格   |      |      |
|-------------------------------------------------------------|------------|-----|------|------|------|
| 大正 15 年示方書                                                  |            | 215 | 1 等橋 | 2 等橋 | 3 等橋 |
| 昭和 14 年示方書                                                  |            | 314 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
| 昭和 31 年示方書                                                  |            | 331 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
| 昭和 39 年示方書                                                  |            | 339 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
| 同上および昭和 42 年 9 月 9 日道路局長通達「鋼道路橋の一方鉄筋コンクリート床版の配力鉄筋の設計について」   |            | 342 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
| 昭和 47 年示方書                                                  |            | 347 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
| 同上および昭和 48 年 4 月 25 日都市局長道路局長通達「特定の路線にかかる橋、高架の道路等の技術基準について」 |            | 348 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
| 昭和 53 年示方書                                                  | Ⅲ コンクリート橋編 | 353 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
| 昭和 55 年示方書                                                  | Ⅰ 共通編      | 355 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
|                                                             | Ⅱ 鋼橋編      |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅳ 下部構造編    |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅴ 耐震設計編    |     |      |      |      |
| 平成 2 年示方書                                                   | Ⅰ 共通編      | 402 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
|                                                             | Ⅱ 鋼橋編      |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅲ コンクリート編  |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅳ 下部構造編    |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅴ 耐震設計編    |     |      |      |      |
| 平成 6 年示方書                                                   | Ⅰ 共通編      | 406 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
|                                                             | Ⅱ 鋼橋編      |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅲ コンクリート編  |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅳ 下部構造編    |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅴ 耐震設計編    |     |      |      |      |
| 平成 8 年示方書                                                   | Ⅰ 共通編      | 408 | 1 等橋 | 2 等橋 |      |
|                                                             | Ⅱ 鋼橋編      |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅲ コンクリート編  |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅳ 下部構造編    |     |      |      |      |
|                                                             | Ⅴ 耐震設計編    |     |      |      |      |

| 適用示方書類   |                           | コード | 設計荷重 |      |  |
|----------|---------------------------|-----|------|------|--|
| 平成14年示方書 | I 共通編                     | 414 | A活荷重 | B活荷重 |  |
|          | II 鋼橋編                    |     |      |      |  |
|          | III コンクリート編               |     |      |      |  |
|          | IV 下部構造編                  |     |      |      |  |
|          | V 耐震設計編                   |     |      |      |  |
| 平成24年示方書 | I 共通編                     | 424 | A活荷重 | B活荷重 |  |
|          | II 鋼橋編                    |     |      |      |  |
|          | III コンクリート編               |     |      |      |  |
|          | IV 下部構造編                  |     |      |      |  |
|          | V 耐震設計編                   |     |      |      |  |
| 平成29年示方書 | I 共通編                     | 429 | A活荷重 | B活荷重 |  |
|          | II 鋼橋・鋼部材編                |     |      |      |  |
|          | III コンクリート橋・<br>コンクリート部材編 |     |      |      |  |
|          | IV 下部構造編                  |     |      |      |  |
|          | V 耐震設計編                   |     |      |      |  |

## 適用示方書類及び橋格とその設計荷重

| 適用示方書 | 橋格(等級)    | 道路の種類                                      | 設計荷量  | 道路橋示方書の種類                                                                                                        |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| T 1 5 | 一等橋       | 街頭                                         | 1 2 t | 大正 15 年道路構造に関する細則案<br>(内務省・土木局)                                                                                  |
|       | 二等橋       | 国道                                         | 8 t   |                                                                                                                  |
|       | 三等橋       | 府県道                                        | 6 t   |                                                                                                                  |
| S 1 4 | 一等橋       | 国道及び小路(Ⅰ)等以上の街路                            | 1 3 t | 昭和 14 年鋼道路設計示方書案(内務省・土木局)                                                                                        |
|       | 二等級       | 府県道及び小路(Ⅱ)等以上の街路                           | 9 t   | 小路(Ⅰ)等-幅員 8m 以上の街路<br>小路(Ⅱ)等-幅員 4m 以上 8m 未満の街路                                                                   |
| S 3 1 | 一等橋       | 一般国道<br>都道府県道<br>市町村道                      | 2 0 t | 昭和 31 年鋼道路橋設計示方書<br>昭和 39 年鋼道路橋設計示方書<br>昭和 48 年道路橋設計示方書<br>昭和 53 年道路橋設計示方書<br>昭和 55 年道路橋設計示方書<br>平成 2 年 道路橋設計示方書 |
|       | 二等橋       | 都道府県道<br>市町村道の一部(交通量、重要度により決定)             | 1 4 t |                                                                                                                  |
| S 4 8 | 1         | 湾岸道路<br>高速自動車道<br>その他                      | 4 3 t | 昭和 48 年特定路線にかかる橋、高架の道路等の技術基準(建設省都市局長、道路局長)(TT-43)                                                                |
| S 1 5 | 0         | 木道路橋                                       | 6 t   | 昭和 15 年木道路橋設計示方書案(石橋を含む)                                                                                         |
| H 0 5 | B活荷量<br>1 | 高速自動車国道一般道路、都道府県道及びこれらの道路と基幹的な道路網を形成する市町村道 | 2 5 t | 平成 5 年道路橋設計示方書                                                                                                   |
|       | A活荷量<br>2 | 市町村道の一部(大型の自動車の交通の状況に応じて決定)                |       |                                                                                                                  |

### 3-13 現況

調査時点における現況について、次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 自動車交通不能 | 1   |
| 通行制限あり  | 2   |
| 通行制限なし  | 3   |

- ① 「通行制限あり」とは、道路法第 47 条の規定により通行荷重等の制限を設けている物をいう。
- ② 側道橋(歩道)等の本来の目的が車両の通行に供しない橋梁については「通行制限なし」の取扱いとすること。

### 3-14 路面区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 未舗装     | 1   |
| セメント系   | 2   |
| アスファルト系 | 3   |

### 3-15 震災対策の有無

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分     | コード |
|--------|-----|
| 震災対策なし | 0   |
| 震災対策あり | 1   |

### 3-16 設計荷重

設計当初用いた設計荷重を入力する。単位はトンとする。

### 3-17 耐荷荷重

耐荷荷重を入力する。単位はトンとする。不明の時は『0』を入力する。

### 3-18 鋼重

上部工の鋼重を入力する。単位はトン、又はm<sup>3</sup>とする。

3-19 塗装

3-19-1 塗装の年号・年度

塗装を実施した年度、または、明治以前、不明を選択する。

3-19-2 塗装の面積

上部工における塗装の面積を㎡以下2位まで入力する。

3-20 橋梁接続

高架橋で、2市区町村以上にわたって設けられている場合は、起点側、終点側別に双方相手側の橋梁に関する下記の事項を入力する。

| 入力事項    |
|---------|
| 市区町村    |
| 橋梁種別    |
| 国土交通省番号 |
| 分割番号    |

3-20-1 起・終点の市町村コード

1-10-1に準じてコードを入力する。

3-20-2 起・終点の橋梁種別

橋梁種別は3-5に準じて入力する。

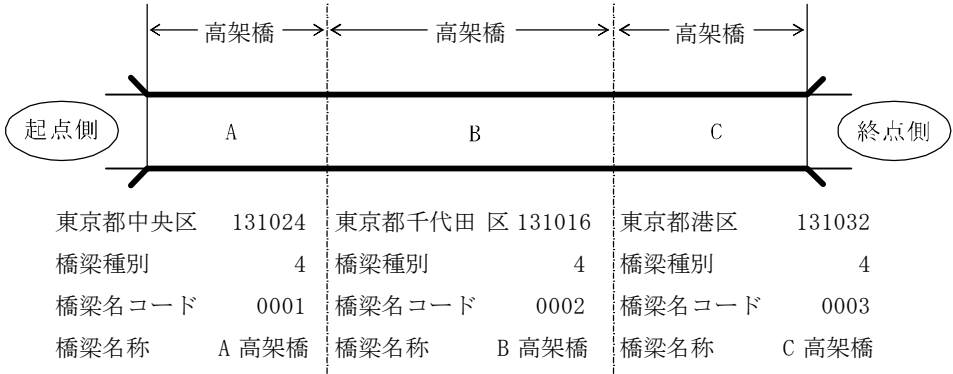
3-20-3 起・終点の国土交通省番号

国土交通省に報告してある橋梁番号を入力する。

3-20-4 分割番号

同一市町村で2分割されていたら1と2に分けて入力する。

(例)



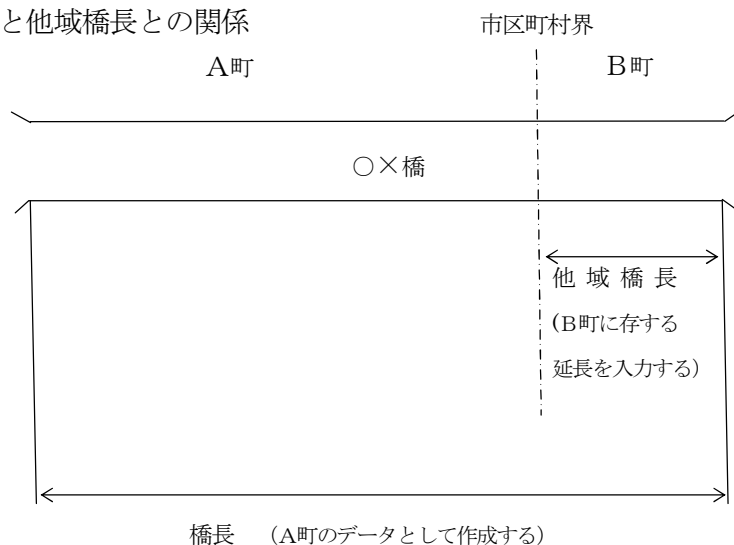
### 3-2-1 制限

通行制限は道路法 47 条の規定により高さ、幅、重量の制限値以下のものについて入力する。高さの単位はm以下1位まで、重量は、t（トン）以下1位までとする。制限がなければ右つめの『0』を入力する。

### 3-2-2 他域延長(他域橋長)

当該橋梁が市区町村界（都道府県界と重複している場合も同様に取扱う。）に架設されている場合のみ他の市区町村域に関する市町村、道路種別、現道・旧道・新道区分、路線コード、路線分割、延長を選択・入力する。

○橋長と他域橋長との関係



### 3-2-3 他県管理

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分               | コード |
|------------------|-----|
| 他県管理なし           | 0   |
| 他県(境界に橋・トンネルがある) | 1   |
| 自県(境界に橋・トンネルがある) | 2   |

### 3-2-4 存在箇所

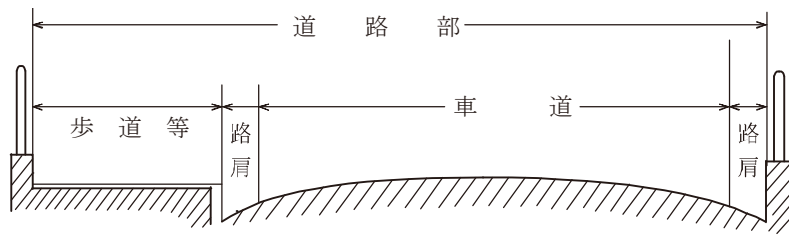
次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分     | コード |
|--------|-----|
| 自地域内   | 1   |
| 市町村界   | 2   |
| 県界     | 3   |
| 土木事務所界 | 4   |

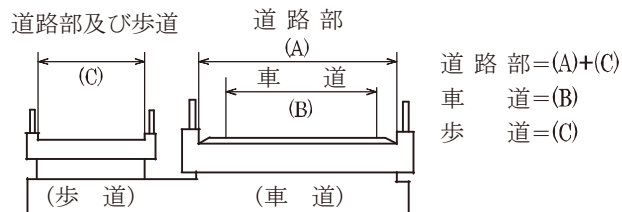
### 3-25 橋梁幅員

- ① 道路部幅員とは、地覆前面から地覆前面までの幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、道路部幅員より片側 25 cm、計 50 cm 路肩を差し引いたものを車道幅員とする。
- ③ 歩道等幅員とは、車道部と併設してある歩道、歩道＋自転車道および自転車歩行者道の幅員をいう。
- ④ 自転車歩行者専用橋の場合は、歩道幅員とする。

(例) 道路部幅員＝歩道等幅員＋車道幅員＋路肩幅員

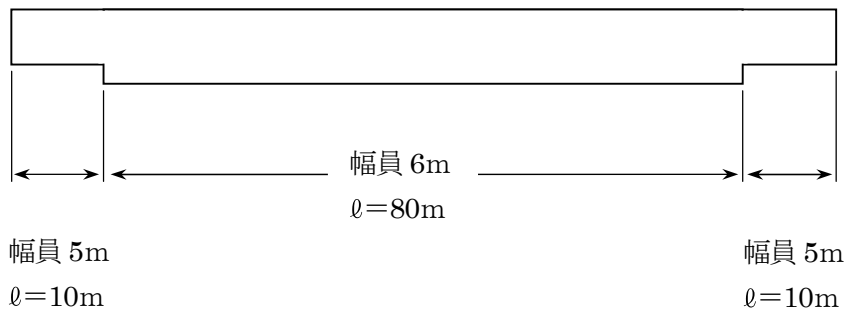


上部工のみが分離している場合



道路部、車道、歩道、路肩の幅員はm以下2桁にて入力する。

幅員が異なる場合

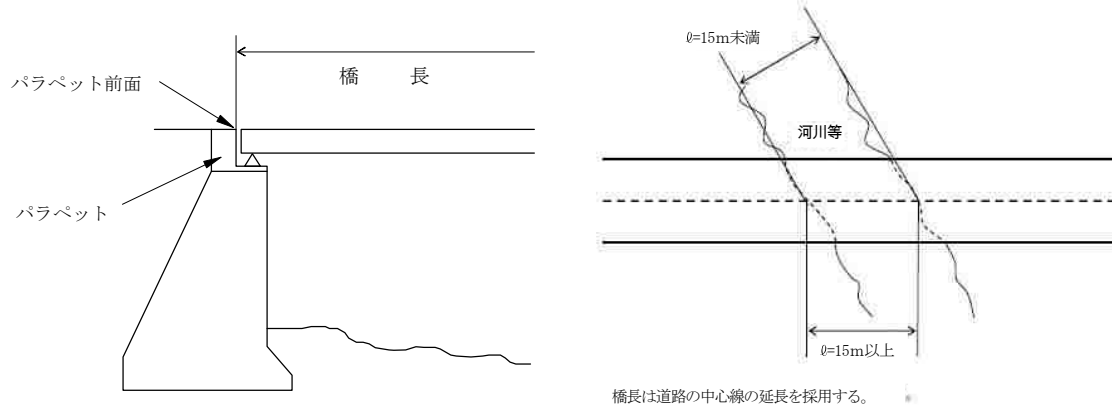


$$\text{幅員} = (10\text{m} \times 5\text{m} + 80\text{m} \times 6\text{m} + 10\text{m} \times 5\text{m}) / 100\text{m} = 5.8\text{m}$$

### 3-26 延長(橋長)

橋台間のパラペット前面の距離を入力する。

橋台とは、橋梁の両端にあって取付け道路と橋梁を接続し、上部構造からの荷重および背面土圧を受ける構造物をいう。



### 3-27 道路部面積

道路部面積を、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで入力する。

### 3-28 国土交通省番号

国土交通省番号は、道路保全課にて発番・管理する。

#### 3-28-1 施設番号

国土交通省に登録されている番号4桁もしくは5桁にて入力する。

#### 3-28-2 分割

橋の分割があれば3-1-5に準じて入力する。

### 3-29 側溝種別

2-12-1を参照し、項目を選択する。

3-30 重要度（橋長 15m以上(14.5m以上)の橋梁について入力する）

橋の重要度の区分について、次の区分より該当する項目を選択する。

（「道路橋示方書」 V耐震設計編 2. 3 橋の重要度の区分 参照）

| 区分                                                            | コード |
|---------------------------------------------------------------|-----|
| A 種の橋(下記以外の橋)                                                 | 1   |
| B 種の橋                                                         | 2   |
| ・ 高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路、一般国道の橋                     |     |
| ・ 都道府県道、市町村道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋及び地域の防災計画上の位置付けや当該道路の利用状況等から特に重要な橋 |     |

※平成8年より前の道路橋示方書を適用している場合は、重要度更新係数を重要度に置き換えて記載すること。

[重要度更新係数]                      [重要度]

2 級                                      →    A 種の橋

1 級                                      →    B 種の橋

※重要度更新係数 2 級…下記以外の橋

重要度更新係数 1 級…高速自動車道、一般国道、主要地方道の橋、  
一般都道府県道および市町村道のうち重要な橋

3-31 下部構造分離（橋長 15m以上(14.5m以上)の橋梁について入力する）

上部構造を支持する下部構造の状況について、次の区分より該当する項目を選択する。

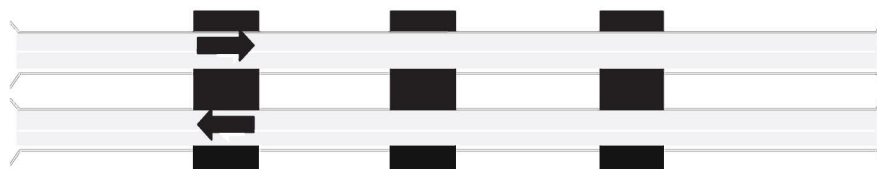
| 区分                                          | コード                                                               | 参照         |
|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------|
| 分割番号がない場合                                   | 1                                                                 | 図-1 パターン 1 |
| 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合    | 1(車道幅員が最も広いもの)<br>0(それ以外すべて)<br>(※車道幅員が同じ場合は、分割番号が1のものに1を、それ以外に0) | 図-1 パターン 2 |
| 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離している場合 | 1(それぞれに)                                                          | 図-1 パターン 3 |
| 分割番号を入力している場合で、橋台のみで、橋脚がない場合                | 1(車道幅員が最も広いもの)<br>0(それ以外すべて)<br>(※車道幅員が同じ場合は、分割番号が1のものに1を、それ以外に0) |            |

図-1 上部構造を支持する下部構造の状況について  
 [パターン 1] 分割番号なしの場合



| 橋 梁 名 | 分割番号<br>(入力済) | 下部構造<br>分離 |
|-------|---------------|------------|
| AA〇〇橋 |               | 1          |

[パターン 2] 分割番号ありで、下部構造が同一の場合

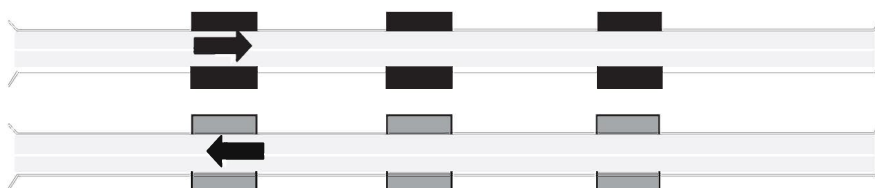


| 橋 梁 名 | 分割番号<br>(入力済) | 下部構造<br>分離 |
|-------|---------------|------------|
| AA〇〇橋 | 1             | 1          |
| AA〇〇橋 | 2             | 0          |



各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合は、車道幅員が最も広いものに「1」、それ以外に「0」を入力。

[パターン 3] 分割番号ありで、下部構造が異なる場合



| 橋 梁 名 | 分割番号<br>(入力済) | 下部構造<br>分離 |
|-------|---------------|------------|
| AA〇〇橋 | 1             | 1          |
| AA〇〇橋 | 2             | 1          |



各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離して架設されている場合は、それぞれ「1」を入力。

### 3-3-2 緊急輸送道路（橋長 15m以上(14.5m以上)の橋梁について入力する）

都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路の指定状況について、次の区分より該当する項目を入力する。

| 区分                                     | コード |
|----------------------------------------|-----|
| 第一次緊急輸送道路<br>(区分がない場合はすべて第一次緊急輸送道路とする) | 1   |
| 第二次緊急輸送道路                              | 2   |
| 第三次緊急輸送道路                              | 3   |
| 都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路以外の市町村が指定する緊急輸送道路 | 4   |
| 緊急輸送道路の指定無し                            | 5   |

### 3-3-3 交差施設（橋長 15m以上(14.5m以上)の橋梁について入力する）

#### 3-3-3-1 交差条件

該当橋梁が跨ぐ交差施設について、次の区分より該当する項目を入力する。  
複数ある場合は数字が小さい方を入力すること。

| 区分                                                | コード |
|---------------------------------------------------|-----|
| 高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、指定都市高速道路のいずれかを跨ぐ場合 | 1   |
| 新幹線を跨ぐ場合                                          | 2   |
| 一般国道指定区間を跨ぐ場合                                     | 3   |
| 新幹線以外の鉄道を跨ぐ場合                                     | 4   |
| 1、3以外の道路を跨ぐ場合                                     | 5   |
| 跨ぐ交差施設なし                                          | 6   |

#### 3-3-3-2 交差施設名

3-3-3-1で1～5を入力した場合、該当橋梁が跨ぐ具体的な交差施設名を入力すること。

(複数ある場合は全て入力すること。なお、入力は全角 150 字(半角 300 字)まで)

3-3-4 適用基準（橋長 15m以上(14.5m以上)の橋梁について入力する）

設計に適用した基準について、次の区分より該当する項目を入力する。

（径間数が多い場合など、複数の基準が該当する場合は、古い基準を入力する。）

| 区分                                      | コード |
|-----------------------------------------|-----|
| 昭和46年 道路橋耐震設計指針より前の基準                   | 1   |
| 昭和46年 道路橋耐震設計指針                         | 2   |
| 昭和55年 道路橋示方書                            | 3   |
| 平成2年 道路橋示方書                             | 4   |
| 平成8年 道路橋示方書                             | 5   |
| （「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用した場合も含む） |     |
| 平成14年 道路橋示方書                            | 6   |
| 平成24年 道路橋示方書                            | 7   |
| 不明                                      | 8   |

3-3-5 耐震補強の状況（橋長 15m以上(14.5m以上)の橋梁について入力する）

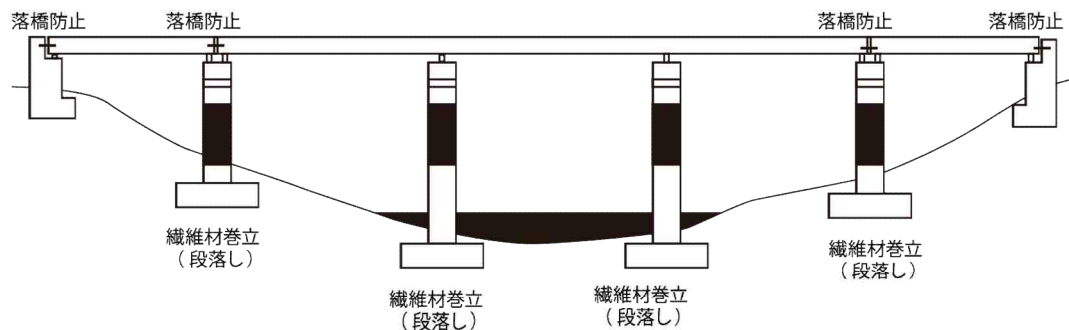
耐震補強の対策状況について、次の区分より該当する項目を入力する。（図-2 参照）

| 区分                                                                       | コード |
|--------------------------------------------------------------------------|-----|
| 昭和55年基準相当の対策を実施していない                                                     | 1   |
| 昭和55年基準相当のみを満足するための対策を実施中                                                | 2   |
| 昭和55年基準相当の対策は完了しているが、平成8年基準相当を満足するための対策は実施していない                          | 3   |
| 昭和55年基準相当の対策は実施せず、平成8年基準相当を満足するための対策を実施中                                 | 4   |
| 昭和55年基準相当の対策は完了しており、平成8年基準相当を満足するための対策を実施中                               | 5   |
| 平成8年基準相当を満足するための対策完了                                                     | 6   |
| 対策不要                                                                     | 7   |
| （3-3-4適用基準において5，6，7、を選択した場合及び設計基準にかかわらず橋脚がない橋梁の場合（本調査要領における調査便宜上の定義とする）） |     |
| 不明                                                                       | 8   |

※平成8年基準相当の対策として「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」で対策を行ったものを含む

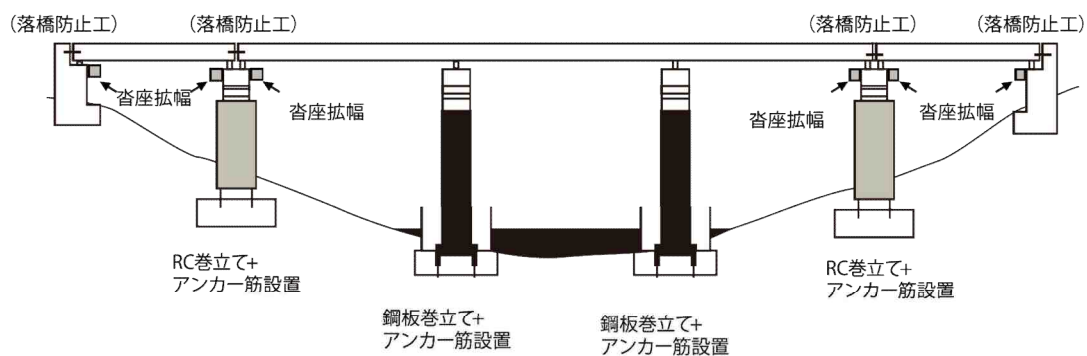
図-2 耐震補強例について

1) 昭和55年基準相当の対策例



- ・段落し部補強（繊維材または鋼板による巻立て）
  - ・落橋防止工
- 等

2) 平成8年基準相当の対策例



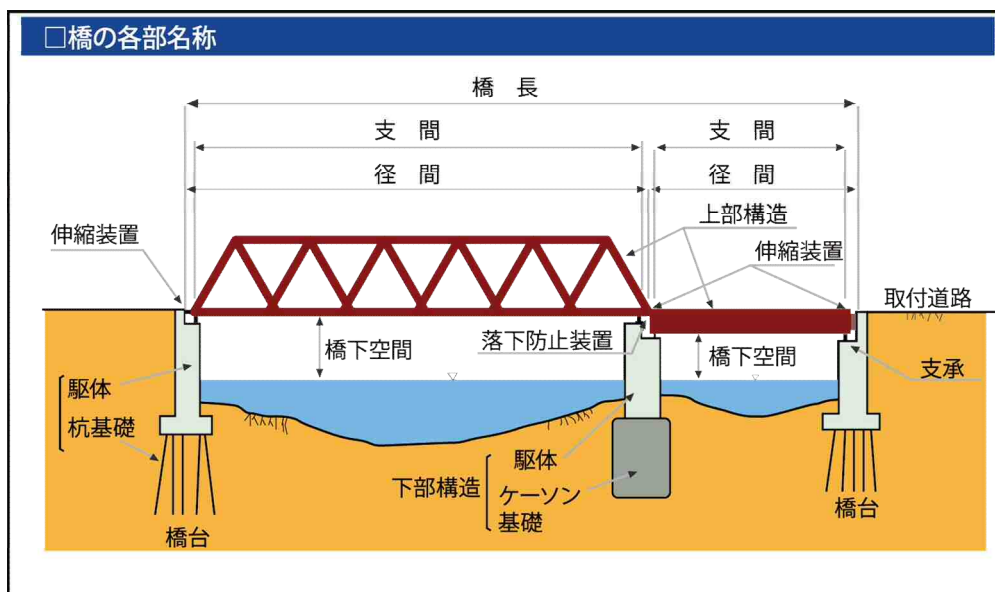
- ・段落し部及び基部を補強（主にRC又は鋼板による巻立て）
  - ・落橋防止工および沓座拡幅
  - ・支承の補強
- 等

●参考資料

「橋、高架の道路等の技術基準」（道路橋示方書）

<http://www.mlit.go.jp/road/sign/kijyun/pdf/20120216hashikouka.pdf> )

参考



### 3-36 区間情報

橋梁の区間情報「市町村、図面番号(枝番号)、区間番号(枝1・枝2)」を入力する。

図面番号・区間番号は、始終を入力する。

橋梁が複数の市町村に跨る場合は、始点側・終点側の市町村に分けて入力する。

## 4. トンネルデータ

(道路台帳更新調書 (トンネル))

### 一般的事項

- ① データは、供用開始された1トンネル単位で作成する。
- ② トンネルが1箇所において上下線等、分離して設けられている場合は、分離されているトンネルごとに1トンネルとして取扱う。
- ③ トンネルが市区町村界または都道府県界に設けられている場合は、当該トンネルの管理者側でとりまとめること。なお、管理者が定まっていない場合は、関係機関で協議し、調査する機関を定めること。
- ④ 2都道府県以上にわたって管理区域を有する道路管理者の係るトンネルで、管理区域内の市区町村界または都道府県界に設けられている場合は、延長の長い方の市区町村（都道府県）で計上する。
- ⑤ 1都道府県または政令指定都市を管理区域とする道路管理者の道路に係るトンネルで、管理区域内の市区町村界に設けられている場合は、延長の長い方の市区町村で計上する。
- ⑥ 道路幅員とは、車道、路肩および歩道等加えた幅員をいう。
- ⑦ 車道幅員が明確でない場合は、車道と同一平面の路肩部分として片側25cm、計50cmを差し引いたものを車道幅員とする。

### 4-1 施設番号

- ① 番号については橋梁データの3-1に準じて入力する。
- ② 分割番号

トンネルが1箇所において自動車専用トンネル、自動車歩行者トンネル別または上下線に分離して設けられている場合のみ入力する。

入力方法としては、専用別に分離している場合、自動車専用トンネル、自動車歩行者専用トンネルの順序で一連番号を入力する。同種のトンネルで上下線に分離している場合は、延長の長い方、短い方の順序で一連番号を入力する。

### 4-2 箇所

該当の市区町村を選択し、字名を入力する。

### 4-3 トンネル名称

#### 4-3-1 漢字名称

トンネルの名称を入力する。

#### 4-3-2 カナ名称

トンネルの名称を半角カタカナで入力する。

#### 4-4 トンネル分類

次の区分より、該当する項目を選択する。

- ・水底トンネルとは、海、湖沼及び河川に設けられたものをいう。
- ・シールド工法は、掘進工法として扱うこと。

| 区分     |      | コード |
|--------|------|-----|
| 陸上トンネル | 掘進工法 | 1   |
|        | 開削工法 | 2   |
|        | その他  | 3   |
| 水底トンネル | 掘進工法 | 4   |
|        | 沈埋工法 | 5   |
|        | 開削工法 | 6   |
|        | その他  | 7   |

#### 4-5 一般・有料区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分         | コード |
|------------|-----|
| 一般(無料)トンネル | 1   |
| 有料トンネル     | 2   |

#### 4-6 現道・旧道・新道区分

2-4の区分に該当する項目を選択する。

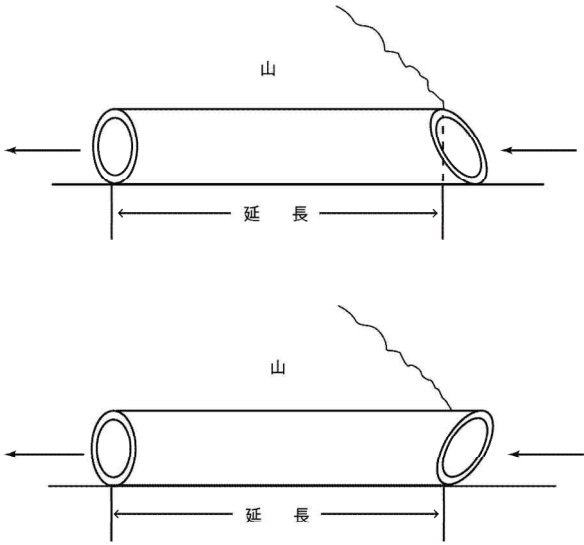
#### 4-7 建設年次

建設した年度を選択する。

また、明治以前及び不明の場合は、年度の入力は不要とする。

4-8 延長

坑門（入口）から坑門（出口）までの延長を入力する。



4-9 幅員

幅員を次の区分毎に、m以下2桁にて入力する。

| 区分  |
|-----|
| 道路部 |
| 車道  |
| 歩道  |
| 路肩  |

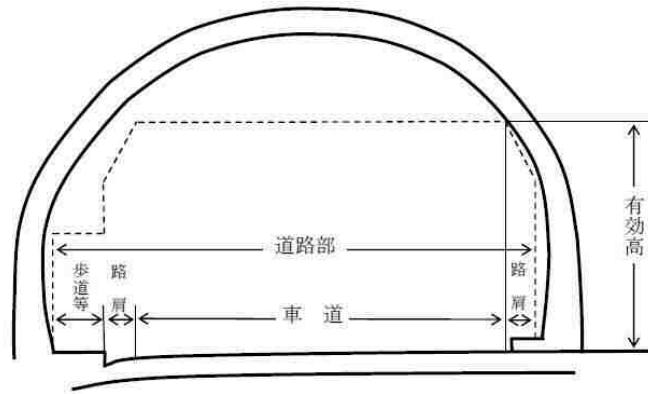
- ① 道路部幅員とは、車道、路肩及び歩道等を加えた幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、車道と同一平面の路肩部分のうち、片側 25cm、計 50cm を差し引いたものを車道幅員とする。
- ③ 歩道等幅員とは、車道と併設してある歩道、歩道＋自転車道及び自転車歩行者道の幅員をいう。

4-10 道路部面積

道路部面積を、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで入力する。

4-11 有効高

有効高をメートル単位で小数点以下、第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。  
有効高とは、車道端からの垂直線が壁面からまたは天井板と交わるまでの高さをいう。  
なお、方勾配の場合、有効高の低い方を計上すること。



#### 4-1-2 壁面区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分   |          | コード |
|------|----------|-----|
| 内装なし | 素掘       | 1   |
|      | 吹付       | 2   |
|      | 覆工       | 3   |
| 内装あり | ブロック張り工法 | 4   |
|      | パネル張り工法  | 5   |
|      | タイル張り工法  | 6   |
|      | その他      | 7   |

- ① 素掘とは、掘削後地肌のままの状態のものをいう。
- ② 吹付とは、地肌をセメント・モルタル等を材料として吹付工法により被覆しているものをいう。
- ③ 覆工とは、地肌を被覆しているもので、吹付工法によらないものをいう。

#### 4-1-3 路面区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分         | コード |
|------------|-----|
| 未舗装道       | 1   |
| 舗装道セメント系   | 2   |
| 舗装道アスファルト系 | 3   |

#### 4-1-4 制限

3-2-1を参照し、高さ制限、幅制限、重量制限を入力する。

#### 4-15 内部施設

##### 4-15-1 換気施設

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分           | コード |
|--------------|-----|
| 機械換気施設なし     | 1   |
| 機械換気縦流式（噴流式） | 2   |
| 機械換気縦流式（立坑式） | 3   |
| 機械換気縦流式（その他） | 4   |
| 機械換気半横流式     | 5   |
| 機械換気横流式      | 6   |
| 機械換気その他      | 7   |

##### 4-15-2 照明施設

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分            | コード |
|---------------|-----|
| 照明設備なし        | 1   |
| 照明設備あり ナトリウム灯 | 2   |
| 蛍光灯           | 3   |
| 水銀灯           | 4   |
| その他           | 5   |
| 上記各種併用        | 6   |

##### 4-15-3 非常用施設

非常用施設について、次の施設種類毎に該当する項目を選択する。

###### ① 通報装置

火災などの事故の発生をトンネルの管理所などへ通報する装置をいう。

| 区分     | コード         |
|--------|-------------|
| 通報装置なし | 1           |
| 通報装置あり | a 押ボタン式通報装置 |
|        | b 非常電話      |
|        | c 自動通報装置    |
|        | a と b を併設   |
|        | a と c を併設   |
|        | b と c を併設   |
|        | abc を併設     |
|        | 2           |
|        | 3           |
|        | 4           |
|        | 5           |
|        | 6           |
|        | 7           |
|        | 8           |

② 非常警報装置

火災や交通事故等が発生した場合にトンネル内外の走行車に対して必要な警報を与える装置をいう。

| 区分       |            | コード |
|----------|------------|-----|
| 非常警報装置なし |            | 1   |
| 非常警報装置あり | a 警報表示板    | 2   |
|          | b 点滅灯(警告灯) | 3   |
|          | c 音信号発生機   | 4   |
|          | a と b を併設  | 5   |
|          | a と c を併設  | 6   |
|          | b と c を併設  | 7   |
|          | abc を併設    | 8   |

③ 消火設備

| 区分     |           | コード |
|--------|-----------|-----|
| 消火設備なし |           | 1   |
| 消火設備あり | a 消火器     | 2   |
|        | b 消火栓     | 3   |
|        | a と b を併用 | 4   |

④ その他の設備

| 区分      |               | コード |
|---------|---------------|-----|
| その他設備なし |               | 1   |
| その他設備あり | a 自動水噴霧装置     | 2   |
|         | b 避難および誘導設備   | 3   |
|         | c 非常用電源設備     | 4   |
|         | a と b を併設     | 5   |
|         | a と c を併設     | 6   |
|         | b と c を併設     | 7   |
|         | A と b と c を併設 | 8   |

#### 4-16 現況

調査期日における現況について、次の区分より該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 自動車交通不能 | 1   |
| 通行制限あり  | 2   |
| 通行制限なし  | 3   |

※「通行制限あり」とは、道路法第47条の規定により、通行車両の車幅および高さの制限を設けているものをいう。

#### 4-17 他県管理

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分               | コード |
|------------------|-----|
| 他県管理なし           | 0   |
| 他県（境界に橋・トンネルがある） | 1   |
| 自県（境界に橋・トンネルがある） | 2   |

#### 4-18 存在箇所

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分     | コード |
|--------|-----|
| 自地域内   | 1   |
| 市町村界   | 2   |
| 県界     | 3   |
| 土木事務所界 | 4   |

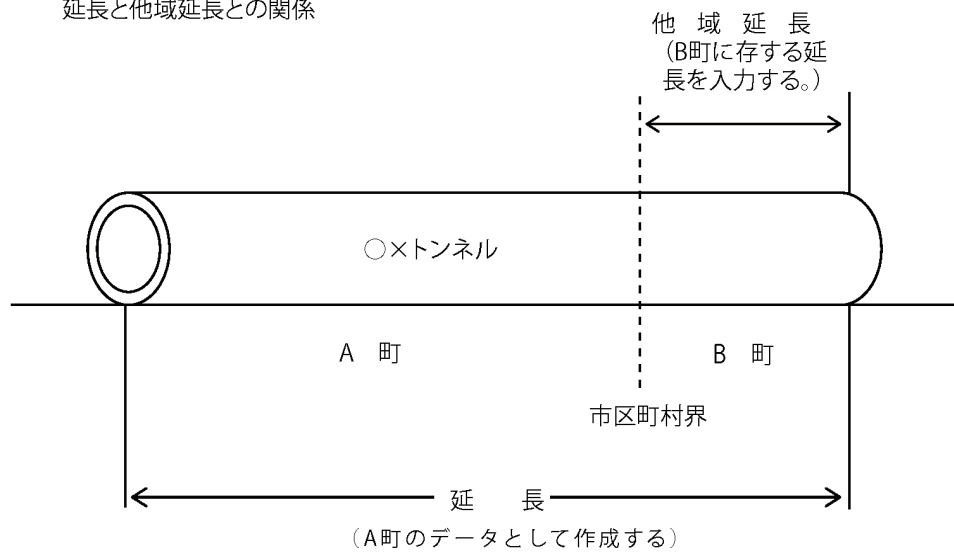
#### 4-19 他域延長

トンネルが市町村界(都道府県界と重複している場合も同様に取り扱う。)に設けられている場合のみ、他の市町村域に関する次の事項を入力する。

なお、3 市町村以上に渡って属する場合の中間市町村に係る分の取り扱いについては、起終点側の市町村において折半するものとする。

| 区分    |
|-------|
| 市町村   |
| 道路種別  |
| 路線コード |
| 現旧新区分 |
| 延長    |

#### 延長と他域延長との関係



#### 4-20 国土交通省番号

3-28を参照し、施設番号、分割番号を入力する。

#### 4-21 側溝種別

2-12-1を参照し、該当する項目を選択する。

#### 4-22 区間情報

トンネルの区間情報「市町村、図面番号(枝番号)、区間番号(枝1・枝2)」を入力する。

図面番号・区間番号は、始終を入力する。

トンネルが複数の市町村に跨る場合は、始点側・終点側の市町村に分けて入力する。

## 5 鉄道交差データ

(道路台帳更新調書 (鉄道交差))

### 一般的事項

- ① データは供用開始された道路にかかる踏切道の箇所単位で作成する。
- ② 踏切道の同一箇所で鉄道事業者または鉄道線が異なって存在する場合は、異なるごとに1件のデータとして作成する。
- ③ 踏切延長：踏切遮断機等、踏切施設がある場合、当該施設の外側0.5mの線間をいう。  
踏切施設がない場合最外側軌条の内側より2.5m外側の線間をいう。
- ④ 幅員：道路部・車道部幅員を別けて入力する。
- ⑤ 立体交差については次の項目を入力する。  
施設番号(5-1)、箇所(5-2)、鉄道との交差施設名(5-3)、交差種別(5-4)、  
現道・旧道・新道区分(5-5)、延長(5-9)、幅員(5-10)、道路部面積(5-11)、有効高(5-20)、  
制限(5-21)、側溝種別(5-22)、区間情報(5-24)

#### 5-1 施設番号

橋梁データの3-1に準じて、該当する項目を入力する。

#### 5-2 箇所

該当の市町村を選択し、字名を入力する。

#### 5-3 鉄道との交差施設名

##### 5-3-1 漢字名称

鉄道との交差施設の名称を入力する。

##### 5-3-2 カナ名称

鉄道との交差施設の名称を半角カタカナで入力する。

#### 5-4 交差種別

区間属性データの2-17-1を参照し選択する。

#### 5-5 現道・旧道・新道区分

2-4の区分に該当する項目を選択する。

#### 5-6 鉄道事業者、鉄道線

該当する鉄道事業者、鉄道線を選択する。

| 鉄道事業者 |             | 鉄道線 |         |
|-------|-------------|-----|---------|
| 120   | 東日本旅客鉄道（株）  | 160 | 東北本線    |
|       |             | 170 | 両毛線     |
|       |             | 174 | 日光線     |
|       |             | 175 | 烏山線     |
| 170   | 日本貨物鉄道（株）   | 990 | 貨物支線    |
| 373   | 東武鉄道（株）     | 001 | 伊勢崎線    |
|       |             | 005 | 佐野線     |
|       |             | 011 | 日光線     |
|       |             | 012 | 鬼怒川線    |
|       |             | 013 | 宇都宮線    |
| 450   | 野岩鉄道（株）     | 001 | 会津鬼怒川線  |
| 459   | 真岡鐵道（株）     | 001 | 真岡線     |
| 461   | わたらせ渓谷鐵道（株） | 001 | わたらせ渓谷線 |

#### 5-7 単・複線区分

踏切道と交差している鉄道線が単線か否かについて、次の区分より該当する項目を選択する。

| 区分   | コード |
|------|-----|
| 単線   | 1   |
| 単線以外 | 2   |

#### 5-8 踏切道種別

次の踏切道区分により該当する項目を選択する。

| 区分     | コード |
|--------|-----|
| 第一種踏切道 | 1   |
| 第二種踏切道 | 2   |
| 第三種踏切道 | 3   |
| 第四種踏切道 | 4   |

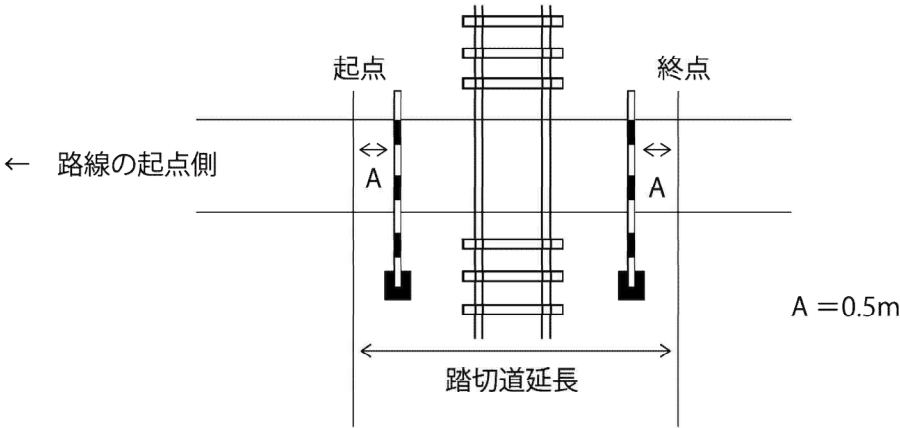
- ① 第一種踏切道とは、踏切警手を配置するか、または自動踏切遮断機を設置しているものをいう。
- ② 第二種踏切道とは、一定時間を限り踏切警手を配置しているものをいう。
- ③ 第三種踏切道とは、踏切警報機を設置しているものをいう。
- ④ 第四種踏切道とは、上記以外のものをいう。

5-9 延長

踏切道の起点から終点までの延長を入力する。

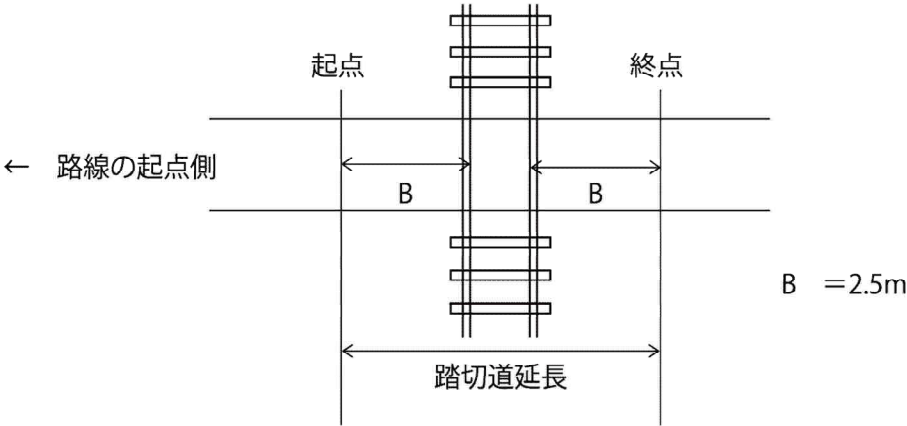
〈起点・終点について〉

- ① 踏切遮断機等、踏切施設がある場合、当該施設の外側0.5mの線間をいう。



- ② 踏切施設がない場合

最外側軌条の内側より2.5m外側の線間をいう。



5-10 幅員

踏切道の幅員をメートル単位で、第2位まで入力する。

| 区分  |
|-----|
| 道路部 |
| 車道  |
| 歩道  |
| 路肩  |

A

### 5－1 1 道路部面積

道路部面積を、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで入力する。

### 5－1 2 歩道等施設

| 区分      |            |        |       | コード |
|---------|------------|--------|-------|-----|
| 歩車道区分なし |            |        |       | 1   |
| 歩車道区分あり | 平面交差で歩車道分離 |        |       | 2   |
|         | 立体交差で歩車道分離 | 横断歩道橋  | 階段式   | 3   |
|         |            | 横断歩道橋  | スロープ式 | 4   |
|         |            | 横断歩道橋  | 押上式   | 5   |
|         |            | 地下横断歩道 | 階段式   | 6   |
|         |            | 地下横断歩道 | スロープ式 | 7   |
|         |            | 地下横断歩道 | 押上式   | 8   |
|         | 歩道等のみ平面交差  |        |       | 9   |

### 5－1 3 対道路幅員差

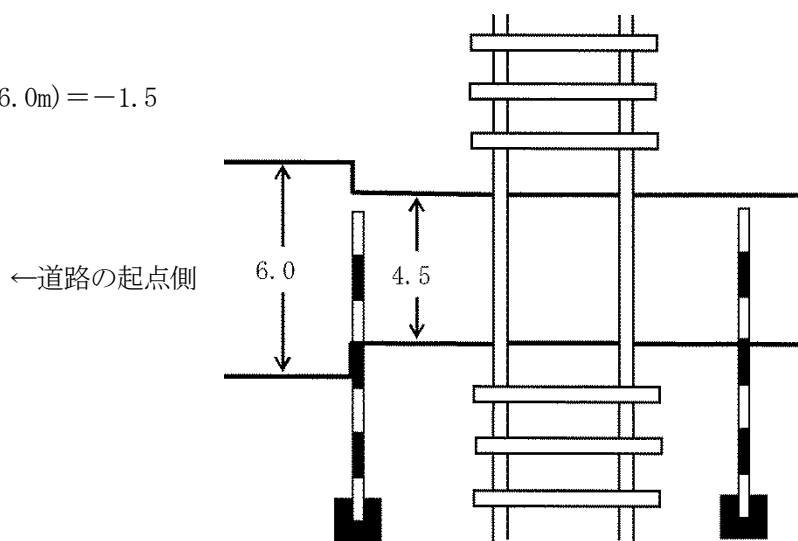
踏切道からみて取付道路に対する幅員差をそれぞれ起点側、終点側別に入力する。

入力単位はメートルとし、小数点以下2位の四捨五入し1位まで入力する。

マイナスの場合は、－符号を付して数値を入力する。

(例)

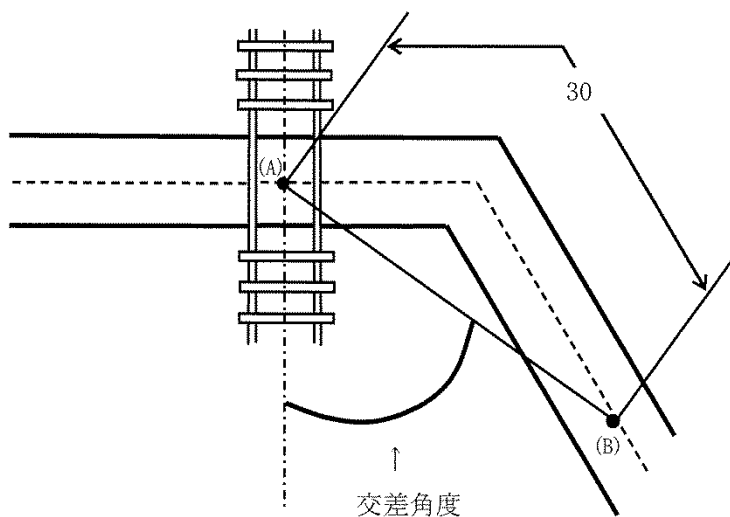
踏切道幅員(4.5m)－道路幅員(6.0m)＝－1.5



#### 5-14 交差角度

踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線を交差（A）から外方道路の中心線上 30mの地点と（A）を結ぶ線と最縁端軌道の中心線との交角を入力する。

なお、直角（90°）に交差する場合以外は最鋭角を入力すること。

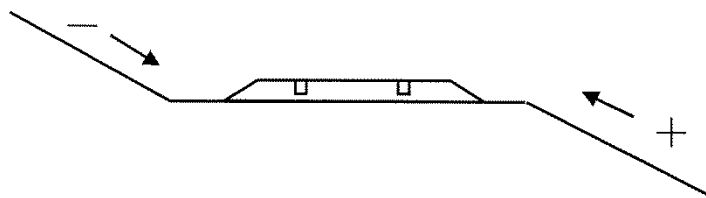


- ① 路線の起終点が袋小路等により 30m未満の場合は、上記にかかわらず路線の起終点からの交角角度を入力すること。
- ② 直角に交差する場合は、90を入力する。
- ③ 交差角度が起点側、終点側で異なる場合は狭い角度を入力する。

#### 5-15 道路勾配

踏切道に向かって上りを（+）、下りを（-）とし起点側、終点側別にパーセント単位で入力する。マイナスの場合は、-符号を付して数値を入力する。

なお、勾配を計る場合、踏切道端から道路の中心線上 30mの地点でとるものとする。



#### 5－16 路面区分

踏切道内の路面状況について、次の区分より、該当する項目を選択する。

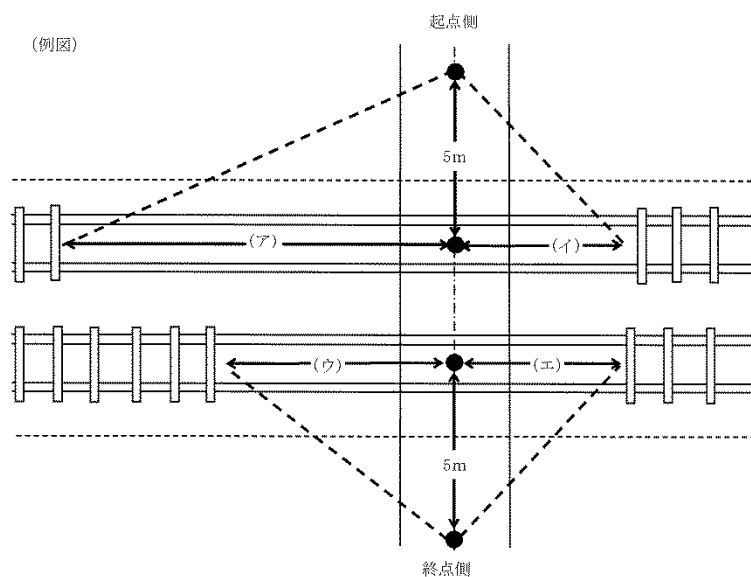
| 区分         | コード |
|------------|-----|
| 未舗装道       | 1   |
| 舗装道コンクリート系 | 2   |
| 舗装道アスファルト系 | 3   |
| 舗装道木系      | 4   |
| 舗装道石系      | 5   |
| 舗装道その他     | 6   |

#### 5－17 見通し距離

踏切側からの列車の見通し距離を起点側、終点側左右別に次の区分より該当する項目を選択する。

見通し距離とは、踏切道における最縁端軌道の中心線と道路の中心線との交点から軌道の外方道路の中心線上5mの地点における1.2mの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。

| 区分           | コード |
|--------------|-----|
| 見通し距離 50m未満  | 1   |
| 見通し距離 100m未満 | 2   |
| 見通し距離 150m未満 | 3   |
| 見通し距離 200m未満 | 4   |
| 見通し距離 250m未満 | 5   |
| 見通し距離 300m未満 | 6   |
| 見通し距離 300m以上 | 7   |



(起点側)

(ア) 右見通し距離 (イ) 左見通し距離

(終点側)

(ウ) 左見通し距離 (エ) 右見通し距離

#### 5-18 道路交差点距離

踏切道の起終点から 50 メートル以内にある道路交差点（立体交差を除く。）を対象とし、起点側、終点側別に踏切道の起点（終点）から道路交差点の中心点までの距離を入力する。

- ① 道路交差点がない場合は、未入力とする。
- ② 単位はm位までとする。

#### 5-19 遮断時間

遮断時間は1日に生ずる遮断時間とし、分単位で入力する。

遮断時間は測定値を原則とする。ただし、実測が困難な場合には次式により算出したものでよいものとする。

$$(\text{算式}) \quad 1 \text{ 日の列車通行回数} \times 1 \text{ 分} = \text{遮断時間}$$

#### 5-20 有効高

立体交差における有効高を入力する。

単位はm以下（2位四捨五入）1位までとする。立体交差の場合のみ入力する。

5-2-1 制限

3-2-1を参照し、高さ制限、幅制限、重量制限を入力する。

5-2-2 側溝種別

2-1-2-1を参照し、項目を選択する。

5-2-3 国土交通省番号 施設番号

国土交通省番号は、道路保全課にて発番・管理する。

4桁の施設番号を入力する。

5-2-4 区間情報

鉄道交差の区間情報「市町村、図面番号(枝番号)、区間番号(枝1・枝2)」を入力する。

図面番号・区間番号は、始終を入力する。

## 6 立体横断施設データ

(道路台帳更新調書 (立体横断施設))

立体横断施設とは、車道又は鉄道の路面を横断する歩行者あるいは自転車利用者を単独に車道又は鉄道から立体的に分離することにより、歩行者又は自転車利用者の安全を確保する施設である。

### 6-1 施設番号

橋梁データの3-1に準じて、該当する項目を選択する。

### 6-2 立体横断施設名称

#### 6-2-1 漢字名称

立体横断施設の名称を入力する。

#### 6-2-2 カナ名称

立体横断施設の名称を半角カタカナで入力する。

### 6-3 箇所

該当の市町村を選択し、字名を入力する。

### 6-4 現道・旧道・新道区分

2-4の区分に該当する項目を選択する。

### 6-5 歩道橋・地下道区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

① 歩道橋は横断者を道路又は鉄道の面より上方に分離するもの。

② 地下道は横断者を道路又は鉄道の面より下方に分離するもの。

| 区分  | コード |
|-----|-----|
| 歩道橋 | 1   |
| 地下道 | 2   |

#### 6-6 階段・スロープ・押上げ

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分    | コード |
|-------|-----|
| 階段式   | 1   |
| スロープ式 | 2   |
| 押上げ式  | 3   |

押上げ式とは、階段に沿って自転車を押上げるスロープを設けた形式をいう。

#### 6-7 建設年次

年号と年度は橋梁データ作成と同様3-8に準じて、該当する項目を選択する。

#### 6-8 路面区分

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分         | コード |
|------------|-----|
| 未舗装道       | 1   |
| 舗装道セメント系   | 2   |
| 舗装道アスファルト系 | 3   |

#### 6-9 照明施設

4-15-2に準じて、該当する項目を選択する。

#### 6-10 歩道橋

路面位置、上部工の構造形式・使用材料・床版材料、下部工基礎、最大支間長、設計荷重については橋梁データ作成と同様3-7，3-10，3-17に準じて項目の選択および延長を入力する。

#### 6-11 地下道

##### 6-11-1 壁面区分

壁面区分は4-12に準じて、項目を選択する。

##### 6-11-2 内部施設の換気

トンネルデータの4-15-1に準じて、項目を選択する。

##### 6-11-3 内部施設の非常用

トンネルデータの4-15-3に準じて、項目を選択する。

# 6-12 幅員

幅員を次の区分毎に、m以下2桁にて入力する。

| 区分  |
|-----|
| 道路部 |
| 車道  |
| 歩道  |
| 路肩  |

# 6-13 延長

立体横断施設の延長（階段長を含める）を、メートル単位で第1位まで入力する。

# 6-14 道路部面積

道路部面積を、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで入力する。

# 6-15 階段長

踊り場を含めた階段長を、メートル単位で第1位まで入力する。

# 6-16 有効高

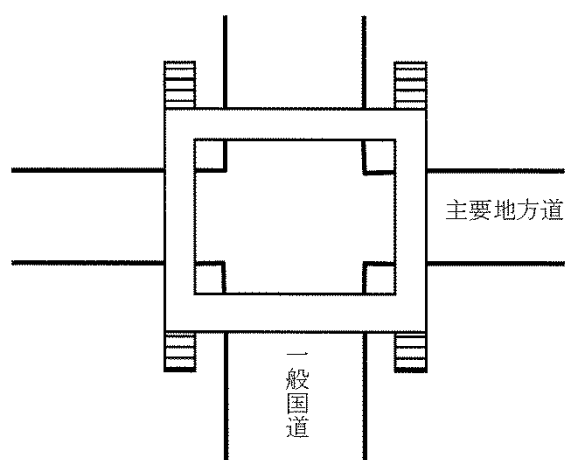
有効高を、メートル単位で第1位まで入力する。

# 6-17 制限

3-21を参照し、高さ制限、幅制限、重量制限を入力する。

# 6-18 留意事項

交差点において、次図のように結合しているものは上級道路側で計上する。  
 なお、道路種別が同一の場合には、路線番号の若い番号に計上すること。



このような場合は一般国道に  
1箇所として計上する。

## 7 シェッド・カルバートデータ

(道路台帳更新調書 (シェッド・カルバート))

### 一般的事項

- ① シェッド・カルバート：車輛の通行が雪や落石等により妨げにならないよう路上に屋根を設けた施設。
- ② ロックシェッド、スノーシェッド、カルバートごとに入力する。

### 7-1 施設番号

- ① 橋梁データの3-1に準じて、施設番号を入力する。
- ② 施設番号は各画面の起点から終点に向かって付番した番号とする。
- ③ 分割は同じ施設が上下線に分割されている場合、分割番号を入力する。

### 7-2 シェッド・カルバート名称

#### 7-2-1 漢字名称

シェッド・カルバートの名称を入力する。

#### 7-2-2 カナ名称

シェッド・カルバートの名称を半角カタカナで入力する。

### 7-3 箇所

該当の市町村を選択し、字名を入力する。

### 7-4 現道・旧道・新道区分

2-4の区分に該当する項目を選択する。

### 7-5 シェッド・カルバート区分

次の該当する区分により項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| ロックシェッド | 1   |
| スノーシェッド | 2   |
| カルバート   | 3   |

### 7-6 一般・有料区分

3-6に準じて項目を選択する。

7-7 建設年次

建設した年度を選択する。

7-8 現況

橋梁データの3-13に準じて、該当する項目を選択する。

7-9 路面区分

立体横断施設データの6-8に準じて、該当する項目を選択する。

7-10 照明施設

トンネルデータの4-15-2に準じて、該当する項目を選択する。

7-11 有効高

車道端から垂直線が壁面と交わるまでの高さをいう。m以下1位までとする。

7-12 制限

3-21を参照し、高さ制限、幅制限、重量制限を入力する。

7-13 シェッド

7-13-1 上部工使用材料

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分           | コード |
|--------------|-----|
| 鋼            | 1   |
| R C          | 2   |
| P C          | 3   |
| 鋼、R C、P Cの混合 | 4   |

7-13-2 上部工床版材料

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分      | コード |
|---------|-----|
| 鋼系      | 1   |
| コンクリート系 | 2   |
| その他     | 3   |

### 7-13-3 下部工（基礎）

次の区分より、該当する項目を選択する。

| 区分    | コード |
|-------|-----|
| 直接基礎  | 1   |
| 場所打ち杭 | 2   |
| 既成鋼杭  | 3   |
| 既成RC杭 | 4   |
| 既成PC杭 | 5   |

### 7-14 カルバート

#### 7-14-1 壁面区分

4-12により、該当する項目を選択する。

#### 7-14-2 内部施設

内部施設の換気・非常用の通報・警報・消火・その他の設備は4-15に準じて、該当する項目を選択する。

### 7-15 幅員

幅員を次の区分毎に、m以下2桁にて入力する。

| 区分  |
|-----|
| 道路部 |
| 車道  |
| 歩道  |
| 路肩  |

### 7-16 延長

シェッド・カルバートの延長を、メートル単位で第1位まで入力する。

### 7-17 道路部面積

道路部面積を、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで入力する。

### 7-18 側溝種別

2-12-1を参照し、該当する項目を選択する。

### 7-19 区間情報

シェッド・カルバートの区間情報「市町村、図面番号(枝番号)、区間番号(枝1・枝2)」を入力する。図面番号・区間番号は、始終を入力する。